

発 言 者	発 言 の 要 旨
事 務 局 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から第12回上五島地域5町合併協議会を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、西村会長がご挨拶申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。</p>
	<p>新緑の目に映る、たいへんすがすがしい季節になりました。今日はあいにくの雨模様の天気になりましたが、皆さん方にはたいへんお元気で、今日の協議会に全員ご出席を賜りましたことを、心から厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日ご協議をいただく事項につきましては、新規の協議事項といたしまして、「特別職の職員の身分の取扱い」、「各種福祉制度の取扱い(その1)」、「健康推進事業の取扱い」の3件と、前回からの継続協議となっております、「財産及び債務の取扱い」、「新町の事務所の位置」など5件となっております。皆様方には、どうか闊達なご意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>ここで私たちにとりまして、たいへん悲しい出来事がございました。それはもう、既に皆さん方ご存知のとおり、有川の中山町長さんが、昨年暮れから体調を崩しまして、入院加療中であつたのですが、去る20日にお亡くなりになりました。私どもにとりましては、高邁なる識見と、たいへん豊かな行政経験をお持ちの中山町長さんに対しまして、これからの合併協議のいろいろな分野でご指導、また、時に応じて調定等などの機能を十分に発揮していただくことを願っていたのですが、残念にも合併の実現を見ることなくして、お亡くなりになったということは、本当に返す返すも私どもにとりまして、たいへん残念でございます。また中山町長さんご自身にとりまして、この合併の実現を見ずして、お亡くなりになられたことは、本当にそれこそ、残念無念であつたらうなと思うわけでございます。そこで皆さんと共に、中山町長さんのご冥福を、心からお祈り申し上げたいと思います。なお、この席で皆さん方のご了解をいただきまして、1分間の黙祷を捧げたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>黙祷。</p>
	<p>(黙祷)</p>
事 務 局 長	<p>黙祷、お直り下さい。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。</p>
事 務 局 長	<p>協議に入ります前に、前回協議会から本日までの幹事会、専門部会の取り組み状況についてご報告させていただきます。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>A4版の別紙資料をご覧ください。</p> <p>3月26日、専門部会の企画部会を開催。新町建設計画の策定に係る事業の検討と、今後の作業の進め方について協議を行っています。</p> <p>4月8日、同じく企画部会を開催。5町における主要事業の内容確認作業と、今後のスケジュールについて協議を行っております。</p> <p>4月17日、専門部会長会議を開催。新町建設計画における広域事業、主要事業の検討を行っております。</p> <p>4月4日、5日の両日、幹事会を開催。「特別職の職員の身分の取扱い」、「各種福祉制度の取扱い(その1)」、「健康推進事業の取扱い」の3項目について協議を行っております。以上でございます。</p> <p>それでは、第12回協議会に入らせていただきます。会長に議事進行をお願いいたします。</p>
市川 誠 委員	はい。
議 長	はい。どうぞ。
市川 誠 委員	開会に入る前に、時間をいただいてありがとうございます。
	<p>実は前回の協議会の中で、議事録が作成されて、議事録をいただいたんですけど、その中に、私の議会人としての先輩でも、大先輩でもられる津田委員さんの意見の中で、意見は意見として尊重はするんですけど、語句の中に、一部不適切な部分があったのではないかなと感じるもんですから、その辺の訂正等お願い申し上げます。</p>
議 長	津田委員さん何かございますか。
津田祐一 委員	皆さんに、たいへんご迷惑をお掛けしたわけでございますけれども、
	<p>私といたしましては、熱心な論議といいましょうか、熱意のあまり、言葉の字句の中でですね、「難癖」という不適切な言葉を使いました。これにつきましては、私も不適切な言葉であったと認めてですね、お断りをしたいと思います。ま、議論は議論としてですね、それは不適切であったと、ここで認めたいと思います。</p>
	<p>それから松岡委員さんから、「いちゃもんを付けているのはあんたじゃないか。」というような発言がございましたけれども、私はそういう気持ちは毛頭ございません。やはり、上五島の合併に向けて、一步でも前に進みたいという熱意から、そういった議論の中での言葉の引用を過ったと、そういうようなことが一部ございましたので、今後ともそういうことには十分気をつけながら、やって行きたいと思っておりますので、このことについては、議論は議論、修正は修正として認めたいと思います。</p>
議 長	市川委員さん、よろしいでしょうか。

発 言 者	発 言 の 要 旨
市川 誠 委員 議 長	<p>はい。</p> <p>はい。私の方からもお願いしておきたいと思います。今、お二人の方からご意見がございましたように、時に応じて熱心なあまり、言動に不適切な発言等があるやも知れませんが、このことにつきましては、私どもお互いに信頼関係の上で、この合併実現に向けて協議を進めているはずでございますので、そういった信頼関係をこれからも築いていく上には、どうしてもそういったことが、お互いに発言については、十分な配慮をしながらやっていく気持ちが大事であろうと思いますので、どうか皆さん方には、発言にはくれぐれも、ご注意をお願いしておきたいと思いません。よろしくお願ひいたします。</p>
宮田恒雄 委員	<p>ただ今の市川委員のご発言。これを受けまして津田委員の答弁、会長のご注意。私は理解をいたすものでございますけれども、この協議会において、丁々発止して真剣に討議をする中でね、そういう言葉の端々まで取って、そして暴言とまではいいませんが、品位を傷つけることとか、そういうのは解釈が違うと思うんですね。だから我々発言者も、十分注意をしなければならないと思います。でも、いちいちその言葉尻を取って、ああでもない、こうでもないということをするのは、この会議が終わった後にですね、出てくるとすれば、私はいかがなものかなと。その問題については、この協議会においてですね、決着を付けるべき問題であると思いませんので、一言、御提言させていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、本題に入りたいと思います。私の方で議事を進めさせていただきます。はじめに新規の協議事項の審議をいたすことにしております。まず、報告第6号「委員の変更について」、この件について事務局に説明させます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第6号「委員の変更について」ご説明いたします。</p> <p>4月1日付けの人事異動によりまして、浦稔美五島支庁長さんが転任なされまして、倉富義治五島支庁長さんが着任いたしております。</p> <p>また、若松町の道下議長さんの辞職に伴い、4月10日、新しい議長さんに、森勝弘さんが就任しております。そのようなことで委員の変更をいたしております。</p>
議 長 倉富義治 委員	<p>以上で報告第6号「委員の変更について」ご説明を終わります。</p> <p>倉富委員さんをご紹介いたします。</p> <p>この度の人事異動で、五島支庁長として赴任いたしました、倉富と申します。五島地区の発展のため一所懸命努力するつもりですので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
議 長 森 勝弘 委員	<p>次に森委員さんをご紹介いたします。</p> <p>3月31日付けを持ちまして、前道下議長が議長辞職をいたしました。その後に私、森勝弘と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に、協議第33号「特別職の職員の身分の取扱い」について、協議を行います。この件について、事務局に説明させます。</p>
事 務 局 長	<p>協議第33号「特別職の職員の身分の取扱い」について、ご説明いたします。</p> <p>4ページをお開き下さい。</p> <p>合併いたしますと5町がなくなるため、5町の町長は身分を失うことになり、合併後50日以内に行われる選挙により、新しい町長が選出されることとなります。</p> <p>助役、収入役につきましても、町長と同様に身分を失うことになり、新しい町長が、新町の議会の同意を得て選任することとなります。</p> <p>なお、新しい町長が選挙されるまでの期間は、地方自治法施行令第1条の2の規定によりまして、5町の町長のうちから、その協議により決定されます町長職務執行者が、その職務を行うこととなります。</p> <p>町4役につきましてもの調整内容といたしまして、「新町の職務執行者については、5町の長が別に協議して定める。任期等は、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料をもとに、合併までに調整する。」といたしております。</p> <p>町議会議員につきまして、任期は在任特例ということでご確認いただいたところですが、調整内容といたしまして、「報酬の額は、現行の報酬をもとに、合併までに調整する。」といたしております。</p> <p>行政委員会関係といたしまして、地方公共団体の行政機関のうち、一般行政権からある程度独立して、一部の行政権を担当する教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員がそれぞれ各町に置かれています。</p> <p>行政委員会の委員の身分については、町長、助役、収入役と同様でございますが、教育委員会の最初の委員、そして議会で選出されるまでの間の選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会の委員の選任は、町長の就任を待たずに合併時に、次のような特別選任の手続きを必要とします。ただし、監査委員については、新しい町の町長の就任を待って選任することが適当とされています。</p> <p>まず、教育委員会の最初の委員でございますが、5町の教育委員の中から5人を臨時に新町の委員として、町長職務執行者が選任いたします。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>教育長は、この5人の互選により定めたものとなります。</p> <p>教育委員の任期といたしましては、合併後の町長の選挙後、最初に招集される議会の末日まででございます。</p> <p>次に、選挙管理委員会委員でございますが、5町の選挙管理委員会委員であった者の互選により、4人が臨時に選挙管理委員の職を行うことと定められています。</p> <p>任期は、議会において選挙されるまでの間ということになっております。</p> <p>固定資産評価審査委員につきましては、町長が選挙されるまでの間、町長職務執行者は、5町の固定資産評価審査委員のうちから選任した者を持って、委員に充てることができます。</p> <p>以上が、行政委員会関係の委員の選任についてでございます。</p> <p>教育委員会委員等の、行政委員会関係についての調整内容といたしまして、「任期等は、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬をもとに、合併までに調整する。」といたしております。</p> <p>農業委員会委員につきましては、今後、専門部会等で協議されまして、本協議会に提案されます。また、消防団につきましても、第10回協議会において、ご確認をいただいているところでございます。</p> <p>5ページをお開き下さい。</p> <p>5ページから7ページに5町の条例、規則等により設けられた委員及び委員会の構成員の職で、臨時、または非常勤のものについてあげております。これらの各種審議会委員等の身分の取扱いについては、町長等の場合と同様で、委員の身分は失われ、新しい町長が任命することになります。調整内容といたしまして、「新町において引き続き設置する必要があるものは、合併までに調整する。」といたしております。</p> <p>8ページをお開き下さい。</p> <p>5町の駐在員、区長の平成12年度報酬の実績額等についてあげております。行政区の所管区域等については「現行どおりとする。」と、第5回協議会におきまして、ご確認いただいたところです。今回、駐在員、区長の報酬についてあげております。算出方法、報酬額に5町相違がございます。調整内容といたしまして、「合併までに調整する。ただし、平成16年度の報酬額については、それぞれ旧町の例による。」といたしております。</p> <p>なお、参考資料といたしまして、町長職務執行者の選任、町長以外の行政委員会等の特別選任手続等について、記載したものをお配りいたし</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
議 長	<p>ております。</p> <p>以上で、協議第33号「特別職の職員の身分の取扱い」についての説明を終わります。</p>
川崎喜則 委員	<p>ただ今説明をいたしました、協議第33号「特別職の職員の身分の取扱い」について、何かご意見、ご質問ございませんか。</p>
川崎喜則 委員	<p>新魚目町の川崎ですが、ただ今特別職のことで議案が出ておりますが、3役、それに教育長、議員の報酬については、現行の給料、報酬を基に合併とともに調整するとなっておりますが、この調整については、幹事会が案を出して、現行の町長とか、議員さんたちによって調整するわけですか。</p>
山 下 幹 事 長	<p>幹事長の上五島町助役の山下でございます。お答えいたします。ただ今の件につきましては、そこまで踏み込んだ議論、調整はされておられません。以上でございます。</p>
川崎喜則 委員	<p>長崎県では対馬に次いで、おそらく上五島5ヶ町が2番目になるかと思えます。それで、ほとんどの合併は市になって、3万人以下の町村は、この上五島5ヶ町だけになるかと思えます。それでおそらく給料、報酬につきましても、市と町は格段の差が出てくるかと思えます。それで、これからの調整につきましては、現在の不況、財政の基盤等考えまして、調整についてはよろしく願って、私の質問を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の件につきましては、各町の現在の議員さん方の報酬は、それぞれの町における報酬審議会等において、決定された額であろうと思えます。多少5ヶ町の中には高低差があるようでございますが、それをどのようなかたちで、今後、調整していくかということになるわけでございますので、ただ今のご意見の趣旨に沿ったかたちで、調整ができるのかどうか分かりませんが、住民からの批判を受けないようなかたちで、調整すべきであると思っておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思えます。</p>
事 務 局 長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>他にご質問もないようですので、協議第33号「特別職の職員の身分の取扱い」につきましては、次回の協議会で再度協議を行い、協議が整えばそこで決定したいと考えております。</p> <p>次に、協議第34号「各種福祉制度の取扱い(その1)」について、協議を行います。この件について事務局に説明をさせます。</p> <p>協議第34号「各種福祉制度の取扱い(その1)」についてご説明いたします。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>11ページをお開き下さい。</p> <p>民生委員法第8条により、5町とも民生委員推薦会を設置しております。委員定数に違いがありますが、設置目的が同じであり、調整内容といたしまして、民生委員推薦会は、「新町において設置する。」といたしております。</p> <p>高齢者サービス調整チームにつきましては、介護保険制度が導入されたことで、制度としては残っておりますが、委員が委嘱されていない町もございます。そのようなことから、地域ケア会議の中に取りまとめていく方向で、調整内容といたしまして、高齢者サービス調整チームは、「地域ケア会議として新町において設置する。」といたしております。</p> <p>上五島町と新魚目町でございます。福祉対策推進協議会、福祉のまちづくり推進懇話会につきましては、調整内容といたしまして、「一本化することとし、合併までに調整する。」としております。</p> <p>12ページをお開き下さい。</p> <p>在宅介護支援センター運営協議会の設置状況をあげております。5町とも設置目的が同じであり、調整内容といたしまして「新町において設置する。」としております。</p> <p>13ページをお開き下さい。</p> <p>障害者基本法第7条の2第3項では、市町村は、当該市町村における障害者に関する基本的な計画を、策定するよう務めなければならないと規定されております。5町とも、障害者計画、障害者プランを作成しております。調整内容といたしまして、障害者に関する計画は「新町において新たに作成する。」といたしております。</p> <p>身体障害者福祉法第19条によるところの更生医療給付につきましては、「5町相違ないため現行どおりとする。」</p> <p>心身障害者福祉医療費助成については、「5町相違ないため現行どおりとする。」といたしております。</p> <p>14ページをお開き下さい。</p> <p>身体障害者、知的障害者が社会復帰し自活できるように、施設入所や通所訓練のための、心身障害者援護施設措置事業は、「5町相違ないため現行どおりとする。ただし、知的障害者授産施設の設置については新町において検討する。」としております。</p> <p>国、県の補助事業であり、小規模作業所として設置されています、新魚目町と有川町の「ひだまり作業所」、「福祉ほたる作業所」については、「現行どおり新町に引き継ぐ。」としております。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>身体障害者福祉法第18条第2項によるところの、重度身体障害者日常生活用具給付事業につきましては、「5町相違ないため現行どおりとする。」としております。</p> <p>15ページをお開き下さい。</p> <p>身体障害児等日常生活用具給付事業、身体障害者(児)補装具交付事業につきましても「5町相違ないため現行どおりとする。」といたしております。</p> <p>若松町、有川町、奈良尾町に、町内居住の心身障害者や心身障害児に対して見舞金を支給し、福祉の増進を図る事を目的に心身障害者(児)見舞金支給事業がございます。支給用件、支給額に違いがあり、調整内容といたしまして、「合併までに調整する。」といたしております。</p> <p>16ページをお開き下さい。</p> <p>若松町に、重度心身障害者福祉タクシー助成事業があります。県にもございまして、調整内容といたしまして、「県の要綱を基本にし合併までに調整する。」としております。</p> <p>若松町、新魚目町に知的障害者(児)交通費助成事業が、有川町に心身障害者(児)介護者等交通費助成制度があります、助成の対象が、知的障害者だけでなく、身体障害者まで含まれております有川町との調整が必要でございます。調整内容といたしまして、「合併までに調整する。」といたしております。</p> <p>17ページをお開き下さい。</p> <p>町内居住の直腸・膀胱機能障害者のストマ用装具の自己負担を一部補助する、ストマ用装具助成事業につきましては、「5町相違ないため現行どおりとする。」としております。</p> <p>若松町、新魚目町、奈良尾町に高齢者・障害者住宅改造助成事業がございます。対象者や助成内容に違いがございます。調整内容といたしまして、助成内容が高い「若松町、奈良尾町の例を基本に合併までに調整する。」といたしております。</p> <p>18ページをお開き下さい。</p> <p>福祉電話基本料支給事業につきましては、「有川町の例による。」としております。</p> <p>ホームヘルパー派遣事業が、若松町、上五島町、新魚目町、奈良尾町にございます。調整内容といたしまして、派遣対象を広くしております「若松町の例を基本に合併までに調整する。」としております。</p> <p>19ページをお開き下さい。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>若松町に3、上五島町に7、新魚目町に2、有川町に2、奈良尾町に1、合計15の保育所が設置されております。休所中の所もございますが、調整内容といたしまして、「現行どおり新町に引き継ぐ。統廃合、民間委託については、必要に応じて検討する。」としております。</p> <p>保育時間につきましては、「保育所、へき地保育所ともに合併までに調整する。」</p> <p>保育料につきましては、「合併後速やかに調整する。ただし、合併初年度は、旧町の例による。」といたしております。各保育所の入所定員は、「現行どおりとする。」としております。</p> <p>20ページをお開き下さい。</p> <p>保育所の入所資格については、正規保育所と、へき地保育所がありません、「上五島町、有川町の例による。」としております。</p> <p>保育所の通園補助事業の制度が、若松町、奈良尾町にございます。5町に対象者を上げると多額の補助となり、また、補助区間や、補助に至った経緯など十分、検討する必要があり、調整内容といたしまして、「合併までに調整する。」としております。</p> <p>民間保育所運営補助事業制度といたしまして、若松町、上五島町、有川町は一般の補助金交付要綱の中で運営費補助を、新魚目町、奈良尾町は交付要綱に準じて、それぞれ補助をいたしております。各町補助額等に違いがあり、調整内容といたしまして、「合併までに調整する。」といたしております。</p> <p>21ページをお開き下さい。</p> <p>国の児童手当法によるところの児童手当関係と、県の福祉医療費補助金交付要綱によります福祉医療費についてあげております。調整内容といたしまして、「5町相違ないため現行どおりとする。」としております。</p> <p>22ページをお開き下さい。</p> <p>5町における新生児記念品支給事業、出生祝金、結婚祝金制度の状況についてあげております。対象者、支給額に違いがあり、調整内容といたしまして、「合併までに調整する。」といたしております。</p> <p>23ページをお開き下さい。</p> <p>チャイルドシート購入補助事業につきましては、有川町、奈良尾町で実施しております。「合併までに調整する。」としております。ベビーシート貸出事業、子育て支援短期利用事業につきましては、「有川町の例による。」といたしております。</p> <p>24ページには、資料といたしまして、5町の身体障害者手帳、療育</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>議 長</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>手帳の所持者の状況、保育所の設置状況についてあげております。 各項目ごとの調整の具体的内容についての説明を終わります。 10ページにお戻り下さい。</p> <p>ただ今、ご説明いたしました総括的な調整内容といたしまして、「各種福祉制度を推進する委員会、協議会は、各種制度に従い新町において設置する。ただし、統一できるものは合併までに調整する。障害者(児)福祉事業、児童福祉事業は、国等の制度に基づいて実施しているものは引き続き推進し、各町単独事業は、従来の実績を尊重し、上五島地域の均衡が保たれ、制度の趣旨、目的が効果的に機能するよう調整をするものとする。なお、各種制度等の具体的調整内容は、別紙のとおりとする。」といたしております。</p> <p>以上で、協議第34号「各種福祉制度の取扱い(その1)」についての説明を終わります。</p> <p>ただ今説明をいたしました、協議第34号「各種福祉制度の取扱い(その1)」について、何かご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>ご質問がないようでしたら、ご質問を打ち切りまして、この協議第34号「各種福祉制度の取扱い(その1)」につきましては、次回の協議会で再度協議を行い、協議が整えばそこで決定したいと考えております。</p> <p>次に、協議第35号「健康推進事業の取扱い」について、事務局に説明をさせます。</p> <p>協議第35号「健康推進事業の取扱い」について、ご説明いたします。 26ページをお開き下さい。</p> <p>26ページから27ページに、各町の各種委員や協議会の設置状況をあげております。各町、要綱等を定め、町民の健康づくりの推進を図ることを目的に設置しております。設置状況を見ますと、有川町、若松町、新魚目町は、協議会等の設置がなされていないのがございます。</p> <p>また、委員数や報酬等に5町違いがあり、調整内容といたしまして、「上五島町、奈良尾町の例を基本に、合併までに調整する。」といたしております。</p> <p>28ページをお開き下さい。</p> <p>28ページから30ページの老人保健事業につきましては、補助事業でありまして、各町、町内居住の40歳以上の者に対し、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査を、29ページをお開き下さい。乳ガン検診や肺ガン検診等について、30ページをお開きください。人間ドック事業、機能訓練、訪問指導の実施をしております。基本検診の委</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>託医療機関、基本額、個人負担額などに5町間に相違があります。</p> <p>調整内容といたしまして、「関係機関と協議のうえ、合併後すみやかに調整する。ただし、合併初年度は旧町の例による。」といたしております。</p> <p>30ページをお開き下さい。</p> <p>母子保健事業につきましては、母子保健法に、国・地方公共団体は、母性及び乳幼児の健康の保持増進に努めるべき責務を有すると規定されており、この責務に基づいて、妊産婦、乳幼児に対する健康診査、訪問指導、相談事業、母子栄養強化食品交付事業を実施いたしております。</p> <p>5町の各種健康診査事業で、対象年齢、実施回数などに違いがあり、また、関係医療機関との調整も必要でございます。奈良尾町におきましては、少子化対策事業といたしまして、妊婦の検診受診の交通費の助成事業をおこなっております。</p> <p>調整内容といたしまして、「関係機関と協議のうえ、合併後すみやかに調整する。ただし、合併初年度は、旧町の例による。妊婦健診受診交通費助成事業は、奈良尾町の例により合併までに調整する。」としております。</p> <p>31ページの予防事業につきましては、5町とも予防接種及び結核検診を実施いたしており、調整内容といたしまして、「現行どおり新町において実施する。」といたしております。</p> <p>32ページをお開き下さい。</p> <p>地域の婦人会、老人会、子ども会などへ食生活の改善を通して、健康づくり推進を図る、食生活改善事業につきましては、その事業内容、運営等に若干の違いがあります、調整内容といたしまして、「新町においても実施する。組織等については、新魚目町、奈良尾町の例を基本に合併までに調整する。」としております。</p> <p>その他の推進事業といたしまして、上五島町の健康づくりモデル地区指定事業、33ページをお開き下さい。新魚目町の健康づくり支援物品支給。各町で実施しております、献血事業、健康ウォーク、健康祭りなどの健康推進行事につきましては、「新町に引き継ぎ必要に応じ調整する。」といたしております。</p> <p>34ページをお開き下さい。</p> <p>新魚目町と奈良尾町の保養センターにつきましては、調整内容といたしまして、「現行どおり新町に引き継ぎ、名称、使用料等は合併までに調整する。」としております。以上で、協議第35号「健康推進事業の取扱い」についての説明を終わります。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>議 長</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>ただ今説明をいたしました、協議第35号「健康推進事業の取扱い」について、何かご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>ご質問もないようですので、協議第35号「健康推進事業の取扱い」につきましては、次回の協議会で再度協議を行い、協議が整えばそこで決定したいと考えております。</p> <p>次に継続協議事項について、協議を行います。</p> <p>前回からの継続協議ですが、協議第29号「財産及び債務の取扱い」について協議を行います。前回提案申し上げておりますので、今回実質的な協議に入るものでございます。前回、事務局の方からご説明申し上げたところですが、確認の上から再度、説明させたいと存じます。</p> <p>協議第29号「財産及び債務の取扱い」について、ご説明いたします。</p> <p>36ページをお開き下さい。</p> <p>市町村合併の場合の財産の取扱いについては、地方自治法第7条第4項に「財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。」と規定されております。</p> <p>また、財産の定義といたしまして、同法第237条に「財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定されております。</p> <p>公有財産の範囲及び分類につきましては 前回、ご説明いたしておりますので、省略させていただきます。</p> <p>37ページから39ページに各町の公有財産のうち行政財産の所有状況についてあげております。役場本庁舎から、その他の土地の面積及び建物の延べ面積でございまして、町合計で、土地が126万7,070㎡、建物が21万5,760㎡となっております。54ページから56ページに、各町の行政財産の明細をあげております。</p> <p>40ページにお戻り下さい。</p> <p>40ページから42ページには、各町の公有財産のうち普通財産の所有状況についてあげております。</p> <p>普通財産は5町合計で、土地が4,310万6,083㎡、建物が2万1,625㎡となっております。また、山林は所有、分収合わせて5町合計3,784万1,414㎡となっております。57ページから59ページに、各町の普通財産の明細をあげております。</p> <p>43ページでは、動産として若松町が浮棧橋を14個所有しております。</p> <p>45ページには、奈良尾町の温泉権といたしまして、泉源の土地の43.48㎡をあげております。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>43ページから45ページの下欄、各町の有価証券についてあげております。各町とも福江空港ターミナルビル(株)、上五島空港ターミナルビル(株)、長崎航空(株)等で、現在のオリエンタル・エアブリッジ(株)ですが、5町合計で2,205万6千円の有価証券を所有しております。</p> <p>46ページは、出資金の状況で長崎県土地開発公社などへ5町で、5億5,522万3千円出資しております。</p> <p>47ページは、出捐金の状況で、5町で3億1,868万7千円を出捐しています。</p> <p>48ページは、各町の物品といたしまして、多種、多数ありますが、主に自動車をあげております。</p> <p>49ページは、各町の貸付金の状況です。</p> <p>50ページから51ページまでは、各町の基金の所有状況でございますが、この資料は、平成12年度末現在の残高であり、5町合計69億7,624万4千円となっております。</p> <p>52ページをお開き下さい。</p> <p>債務には、地方債と債務負担行為がございます。地方債とは、地方公共団体が必要な財源を調達するために負う債務であって、その返済が一会計年度を越えて行われるものをいいます。また、地方債を起すことを起債といっております。証書借入又は、証券発行の形式をとるものがございます。</p> <p>債務負担行為とは、年賦払い契約、損失補償契約等をいまして、将来における債務を負担する行為でございます。</p> <p>52ページと53ページには、債務の状況といたしまして、地方債と債務負担行為の状況についてあげております。</p> <p>各町の地方債の内訳ではありますが、普通会計で306億6,060万3千円となっております。また、特別会計分といたしまして、47億9,267万円となっております。</p> <p>63ページをお開き下さい。</p> <p>63ページに地方債の交付税措置ということで参考資料1をつけております。</p> <p>これらの地方債は、事業の種別や各種の法令により違いがありますが、元利償還の全部又は、一部が地方交付税によって措置されるということで、主な交付税措置の割合を示しております。</p> <p>53ページにお戻り下さい。</p> <p>53ページは、各町の債務負担行為の状況であります。5町で8億</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
議 長	<p>9,744万2千円あります。60ページから62ページに、各町毎の債務負担行為の内容についてあげております。合併までに切れるものもございませぬ。</p> <p>ただ今ご説明いたしました、5町の現況につきましては、5町の平成12年度の決算を基に記載してございまして、現実的には、合併時点の決算ということになりますので、数値の移動はあるものをご了承下さい。</p> <p>35ページにお戻り下さい。財産及び債務の取扱いの調整内容といたしまして「5町の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。」といたしてございませぬ。</p> <p>以上で、協議第29号「財産及び債務の取扱い」についての説明を終わります。</p> <p>ただ今説明をいたしました、協議第29号「財産及び債務の取扱い」について、何かご意見、ご質問等ございませぬか。</p>
住屋良儀 委員	<p>新魚目町の住屋ですけれども、今の財産の明細の中でございませぬ、まず40ページを開いていただけないでしょうか。各町あると思ひますけれども、山林の問題がございませぬ、所有と分収ということで、下の欄に書かれてございませぬ、これと上の表の公共用財産の山林の面積との整合性というのは、どういふふうにかんがえたいのかと思ひまして、質問してございませぬ。</p> <p>例えば、若松町が、山林が上の表では363万8,000㎡くらいでございませぬ。ところが下の山林の区分によると所有が329万㎡、分収が394万㎡で、合計が723万㎡と。上五島町においては、山林が上の表では1,123万8,000㎡と、所有が478万㎡と、分収が157万㎡で、合計が635万㎡と。山林の面積が合わないんですよ。新魚目町は、分収がないんですから数値は合ってますね。有川町さんも数字が違ふと。所有分だけで分収分が上の表にはあがっていない。奈良尾町さんの場合は、所有分と分収分の合計が、上の表の山林の合計と合致すると。</p> <p>各町取扱いがまちまちだし、私も分収については、あんましわかんないんですけれども、まず、分収の説明と、それと今言う、面積の不一致について、どういふふうな取扱いをするのか質問してございませぬ。</p>
事 務 局 長	<p>各町捉え方がまちまちで、私の方ではその辺の説明はちょっとできません。ただ、分収林というのは、分収林特別措置法によりまして森林を造成、育成し、伐採時に収益を一定割合で分け合うことを定めた森林となっております。</p>
住屋良儀 委員	<p>分収林についてはございませぬ、森林の土地所有者と、造林、または保育を行う者の2者によって、分収林の契約を結ぶってことは調べれば、まあ</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>小倉専門部会長</p> <p>議 長 住屋良儀 委員</p> <p>議 長</p>	<p>私も今朝、資料をもらいましたけれども、そういうことで書いているんですけども、じゃあ、土地の所有者は何処なのかと考えた場合に、町有地に対して、分収契約を造林とか育林とかをするっていうことであれば、所有は町が所有者であるってことも考えられるしですね、ただ、この財産の明細について考えたならば、山林の所有者は町であるから、分収林と町の単独で所有している分の合計と、上の表にあがっている山林の合計は、合致するのが普通じゃないかと思うんですよね。</p> <p>ここら辺を考えると、各町財産の把握については完全に、まあ、完全というのは難しいかもわかんないけれども、大まかにしか捉えていないんじゃないかと、まあ、実際、実質的に所有権移転等の問題ですね、例えば道路の買収とかした時に、相続人の問題等で所有権移転登記できていない分を、そのままほったらかしにしてるところもあると思いますからね、そこら辺の財産の把握を、今後、どういうふうにするのか、5ヶ町の代表者の方いらっしゃると思うんではっきりさせて下さい。</p> <p>そうしないと、財産について新町に引き継いでも、曖昧なままでそのまま引き継いでいくというふうなことになると思いますんで、そこら辺ははっきりしてください。そうしないと、今のまんま、これで承認という気持ちは私はありませんので、よろしくお願いします。</p> <p>ただ今のご質問にお答えさせていただきます。現在、各町が持っております財産台帳というのが、まちまちでありますので、合併前までに、統一した財産台帳を作りまして、各町、再度、洗い直しして、財産の確認をしたいと思っております。以上でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>そういうふうに言われると、どうしようもないですね。まあ、頑張ってやって下さい。わからないところも多いと思いますけど。</p> <p>他にご質問ございませんか。</p> <p>他にご質問もないようですので、協議第29号「財産及び債務の取扱い」につきましては、先程、事務局の方から説明がありましたように、再度、各町の財産台帳の確認のための、調整をいたしますということで、この件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。従いまして、協議第29号「財産及び債務の取扱い」については、原案のとおりといたします。</p> <p>次に、これも前回からの協議項目でございますが、協議第30号「そ</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>新町建設計画の目次素案を添付しておりますが、今回は、ここに四角で囲んでおります、4の新町建設の基本方針と、5の新町の主要施策の項目について、基本理念や柱立てを提案いたしております。</p> <p>なお、具体的内容につきましては、計画策定の各段階でまとめ次第、今後の協議会において、随時提案させていただきます。</p> <p>67ページをご覧ください。</p> <p>新町建設計画における地域将来像をお示しております。</p> <p>まず、新町建設計画を作成するにあたっての基本理念を、「つばき香り豊かな海と歴史文化を育む自立するしま」、サブタイトルを「安心して生活できる環境づくりと交流・雇用の促進をめざして」といたしております。</p> <p>次に、基本理念を具体的に肉付けする計画の柱立てを、その下にお示ししております。新町計画の6本柱として、1.にぎわいを創る地域交流の促進、2.安全、便利、快適な生活環境づくり、3.誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実、4.自立する産業の育成、雇用の確保、5.しまの誇り・文化の育成、6.参加と行動による協働のまちづくりを掲げております。</p> <p>68ページをご覧ください。</p> <p>基本理念の提案理由でございます。</p> <p>まず、「つばき」という言葉を、しまの豊かな自然の象徴として入れさせていただきました。もちろん自然景観としての「つばき」ということではありますが、特産品としての椿油、また、「五島うどん」に使われている椿油が、独特な風味、香りを持っているということもございません。</p> <p>また、上五島地域にとって「海」は母なる資源であるとしております。上五島地域を考える場合、「海」にこだわっていく必要があります。海というのは、漁業、水産加工、海洋観光など、いろんな意味での資源であるということでございます。</p> <p>3番目の特徴として、全国でも特異な「歴史文化を持つ」ということで、教会、キリシタンの歴史があり、島内には様々な教会があります。これは、全国どこにでもあるというものではなく、上五島地域の持つ特徴であります。また、水産物や五島うどんなどの食文化においても、地域の特性がございます。</p> <p>4番目に、名実ともに自立するしまを目指すということでもあります。少子高齢化や人口の流失、厳しい財政状況など、上五島地域を取り巻く</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>環境は楽観できないものがありますが、合併をきっかけにして「自立する」ということを強く打ち出したいということで、これをキーワードとしてあげております。</p> <p>5番目に、多様な魅力を活かした交流のしまづくりをあげています。四方を海に囲まれており、海路を使った交流もあれば、情報ネットワークを使った交流、食、観光などしまの魅力を体感する交流もございます。この「交流」を、是非、柱にしたいという提案でございます。</p> <p>最後に、生活環境の充実、雇用機会の拡大。これは定住できる魅力あるしまであるためには、生活環境が充実しなければいけませんし、定住するということの一番大きな要因としては、働く場所があるということで雇用を位置づけております。</p> <p>こういった基本的な上五島地域を取り巻く環境やねらいをイメージしながら、基本理念を提案したところでございます。</p> <p>次に69ページの新町建設計画の柱の提案でございます。</p> <p>これは基本理念をもとに、具体的に肉付けをした計画の柱立てであり、6本設定いたしております。</p> <p>まず1番目に、にぎわいを創る地域交流の促進ということで、「魅力ある地域は、いつもヒト、モノ、カネ、情報が飛び交い、集積して活性化している。とりわけ離島である上五島地域は、様々な仕掛けをつくり、地域の交流を進める必要がある。」。その様な考えから、「にぎわい」ということを打ち出したいということであります。</p> <p>その下に想定される事業、これはあくまでも想定ではありますが、港湾、幹線道路等の整備、情報基盤の整備、島間・本土との交流、交流産業の振興などがこの中に位置づけられるのではないかと考えております。</p> <p>2番目は、安全、便利、快適な生活環境づくりで、生活環境整備、都市環境整備を想定しておりまして、「魅力ある地域は、老若男女を問わず、いつも安定した安全、便利、快適な生活環境を確保する必要がある。」という考え方のもとに、想定される事業として、住宅、宅地、生活道路、公園、スポーツ施設の整備、水源確保、集落排水、下水道整備、防災環境の充実、環境共生施策、自然環境の保全と活用などの事業が、位置づけられるのではないかと考えております。</p> <p>3番目には、誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実ということで、「魅力ある地域は、いつも安定して、安心できる医療や福祉環境を確保している必要がある。」と位置付け、医療施設、サービスの充実、高齢者環境、子育て環境の充実、障害者、社会的弱者に対する支援などの事</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>業が想定されると考えております。</p> <p>70ページでございますが、4番目といたしましては、自立する産業の育成、雇用の確保でございます、「定住の基本は、就業機会の確保である。若者らに対して魅力ある多様な就業の機会を創るためにも、産業の振興や育成、雇用の確保が求められている。」という認識のもとに、想定される事業といたしましては、漁業の振興、水産加工業の育成、農林業、地場産品の振興、観光産業の育成、新たな産業の振興として福祉・環境産業等、商品流通・販路の拡大などをあげております。</p> <p>5番目にしまの誇り・文化の育成として、「五島地域の持つ歴史文化を振り返りつつ、豊かな地域独自の文化環境を育成し、いきがいが持てるしまづくりを進める。」という考え方で、想定される事業といたしまして、生涯学習環境の振興、魅力ある義務教育、高等教育の育成、人材育成、地域文化の育成などをあげております。</p> <p>6番目に、参加と行動による協働のまちづくりということで、「低経済成長により公共事業が減少し、町の財政が厳しい今日、無駄を省くためにも、情報公開等を進め、住民とともに進める行財政運営を思考する。」との考えのもと、町行財政の効率化の推進、情報化の推進、町民参加のまちづくりなどを想定される事業として掲げております。</p> <p>71ページからは上五島地域新町の基本理念、計画の柱立ての考え方についてということで、参考資料を添付いたしておりますが、ただ今説明をいたしました基本理念と、柱立てがどういう根拠で出てきたのかという資料でございます。</p> <p>ここに、考慮すべき4つの基本要因ということであげておりますが、1番目にわが国の将来、社会経済動向、2番目に上五島地域の歴史・特徴、3番目に各町基本構想・基本計画等、4番目に住民・高校生意識調査、これらの要素を考慮したということでございます。</p> <p>そして、この合併協議会の中で様々なご意見をいただいて、新町の将来像を策定していきますということで、ここに図示しているところでございます。</p> <p>以下の説明は、本日は省略させていただきます。</p> <p>以上で協議第31号「新町建設計画の作成(その3)」についての説明を終わりますが、本日、お手元に「合併協議会ニュース・住民アンケート特集号」というものをお配りいたしております。</p> <p>建設計画を作成するにあたりまして、昨年11月15日から12月15日にかけて、この上五島地域の全成人と、全高校生を対象にア</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>ンケートを実施しております。その結果が、このようにまとまっておりますので、若干説明をさせていただきます。</p> <p>成人につきましては、配布数が2万1,259、有効回答数が1万5,082で、有効回答率70.9%でございました。高校生につきましては、配布数が配布数が992、有効回答数が936で、有効回答率94.4%となっております。</p> <p>まず1番目に、成人の回答者の内訳を性別、年齢、職業、地域に分けて示しております。特徴的なのが年齢のところでありますけれど、60歳から69歳までの方が20.1%、70歳以上の方が22.6%と、回答者全体において、60歳以上の方の回答が42.7%あるということでございます。</p> <p>それから2ページ目をお開き下さい。</p> <p>町の現状に対する満足度、施策の優先度について、下にお示しをしております、31項目についてお尋ねをいたしております。</p> <p>成人のベスト3ということで、まず、「満足している」ものにつきましては、1位が生活用水などの確保、2位が港湾・漁港の整備、3位が消防・防災対策の充実となっております。「不満である」という項目では、1位が雇用機会の創出、2位が病院、診療所などの医療施設の整備やサービスの充実、3位が買い物や飲食が楽しめる商業施設の整備となっております。「優先すべき施策」については、1位が病院、診療所などの医療施設の整備やサービスの充実、2位が雇用機会の創出、3位が高齢者・障害者のための施設の整備や、サービスの充実となっております。</p> <p>3ページにおきましては、高校生のベスト3ということで、「満足している」ものにつきましては、1位が生活用水などの確保、2位が消防・防災対策の充実、3位が小学校、中学校の施設・整備の充実。「不満である」という項目では、1位が買い物や飲食が楽しめる商業施設の整備、2位が現在の町の間を結ぶ公共交通の便利さ、3位が上五島地域以外との公共交通の便利さとなっております。「優先すべき施策」については、1位が買い物や飲食が楽しめる商業施設の整備、2位が病院、診療所などの医療施設の整備やサービスの充実、3位が現在の町の間を結ぶ公共交通の便利さという順序でございます。</p> <p>続きまして4ページの3番で、「合併に期待すること」ということで、成人にお聞きをしております。これにつきましては3つ選んで下さいということでお聞きをしております。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>上位の項目でございますが、「町長や議員、職員の数の減少により経費の削減ができる」、これが47.7%。次に、「行政の無駄をなくし、財政の基盤が強化される」が34.5%。「介護保険などの新たな行政施策が充実する」26.6%というのが上位にきています。以下ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、4番の「合併に対する不安」ということで、これも、成人に3つ選択していただいております。</p> <p>上位の項目ですが、1位が「中心部だけ良くなり周辺部はとり残されるおそれがある」が58.1%。「町の区域が広くなり行き届いたサービスが受けられなくなるおそれ」が49.9%。「役場が遠くなり不便になることが考えられる」が34.9%。あと以下のようにしております。</p> <p>それから、本日ご提案を申し上げました、「町の基本理念」、「将来像」ということで参考にさせていただきましたが、この5番の「あたらしいまちの将来像」。これも3つの項目を選んでいただいております。</p> <p>成人の上位の項目は、1位が「美しい海や緑豊かな自然環境を大切にすまち」、2位が「健康づくりや子供・お年寄りなどを大切にする保健・福祉のまち」、3位が「道路上下水道などの生活環境が整ったまち」でございます、以下のようにしております。</p> <p>高校生の方の上位の項目は、1位は成人と同じで、「美しい海や緑豊かな自然環境を大切にすまち」、2位が「多くの観光客が訪れ活発な交流が行われる観光のまち」、3位が商工業サービス業などの働く場に恵まれた産業のまち」となっております。で、以下のようにしております。</p> <p>それから、今後の定住意向ということで、お聞きをいたしております。</p> <p>成人の、今後の定住意向ということでございますが、「住み続ける」が54.3%。「たぶん住み続ける」が26.4%。「たぶん転出する」が5.2%。「転出する」が3.7%という結果になっております。</p> <p>住み続ける理由といたしましては、「家屋や財産があるから」42.3%。「家族がいるから」30.0%。「仕事があるから」12.8%。「上五島地域での生活に満足しているから」9.5%という順位になっております。</p> <p>転出する理由ですが、「仕事等で一時的に上五島地域にすんでいるから」40.1%。「上五島町地域での生活に満足していないから」23.9%。「他の地域での仕事の予定があるから」12.5%。「他の</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>議 長 市川 誠 委員</p>	<p>地域での進学の手定があるから」1 . 0 %という結果になっております。</p> <p>一方、高校生につきましては、高校卒業後の手定についてお聞きしてあります。1番多かったのは「大学・(専門学校)に進学」が46 . 5 %。「島外に就職」が42 . 1 %。逆に「島内に就職」が5 . 8 %でございます。</p> <p>それから、社会人になったり、結婚したりした時に、将来、上五島地域に住みたいですかと、考えていますかということでお聞きをいたしておりますが、「わからない」が36 . 0 %。「上五島地域に住みたいと思わない」が36 . 0 %。逆に「上五島地域に住みたいと思う」が19 . 9 %となっております。で、この住みたくない理由ですけれども、「上五島地域は働く場がないから」というのが35 . 6 %。「娯楽・レクレーション施設に魅力を感じないから」が25 . 8 %。「都会へのあこがれ」24 . 9 %となっております。それから、住みたい理由ですが、「上五島地域が好きだから」61 . 8 %。「家族と一緒に住みたいから」が18 . 3 %。「上五島地域で働くつもりだから」9 . 1 %というふうになっております。</p> <p>1番最後に、「新町建設計画や5町の合併に関する自由意見」ということで伺っております。これは自由意見で実際に書いていただいているんですが、成人の方では新町建設計画や5町の合併に関して、「住みよい町」、「すばらしい町づくり」を期待する意見、「合併を急進的に進めないでほしい」、「禍根がのこらないように」などの意見が幅広く見られております。</p> <p>また高校生におきましては、商業施設の充実、5町の共同の行事、イベント等による交流、観光振興、自然の保全などを望む意見が多く見られたところでございます。以上でご説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただ今説明をいたしました、協議第31号「新町建設計画の作成(その3)」について、何かご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>上五島町の市川です。新町建設計画目次素案の中で、1から8項目まであるんですけど、その中で今回、4、5項目というところの案が提案されてます。今回の素案の流れが、だいたい1から8まで、地域の実情とか現状課題の分析から始まって、将来のフレーム、目標値を立てられて、それから基本方針、主要施策等一連の流れになっていると思うんですよ。その中で、この4と5を抜粋して決めるのはいかがなもんかなという感じを持っております。そこで、トータル的な検討というのが必要ではないのかな。そういう意味で、委員会というのを作られて、その中</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>議 長</p> <p>住屋良儀 委員</p>	<p>で、いろんな柱等の、今、記載されている内容等の確認の意味でも、小委員会を作られたらどうかという提案をしたんですけど。</p> <p>ただ今お聞きのように、この新町建設計画の策定にあたりまして、市川委員さんから、小委員会を設置して、十分な協議を重ねたらどうかというような意味の、ご発言がございましたが、他に何かご意見ございませんか。</p> <p>今の小委員会の件なんですけど、まず、新町建設計画の中には、庁舎等の問題が絡んでくると思いますんで、まず、位置ですかね・・・、位置の項目に出てくるのかな、新町の事務所の位置はどこにするというのは。そこら辺があるんで、小委員会を作っても、全体的な把握っていうのは、まず、庁舎の問題から片付けないことには、委員会でも協議ができない部分っていうのが、出てくるんじゃないかなと思います。それと、元々、建設計画について、アンケートを結果をとというけれど、この文言等について誰が作ったのか、まず、コンサルに頼んだんだとは思いますが。そこら辺で、まあ、我々の意見は出てきた資料についてどうなんだという意見だけで、これをこうしたいという意見が、まず反映されていないと思っています。まあ、小委員会については、私はまだ作らなくてもいいんじゃないかと。小委員会を作るのであれば、後の協議である、新町事務所の位置の問題についての小委員会を、先に作るべきだと思います。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局 参事</p>	<p>他にご意見ございませんか。</p> <p>本日ご提案をしているのは、先程、目次素案の4番、5番ということでございますけど、まず、この地域が今後どういう形というか、将来像がどうなるかということ、まず全体の、こういったまちにしたいというものを、まず決めまして、それに具体的な方針、ここでは6本柱ですけども、方針を決めまして、これで施策体系を作っていくと。それで、主要事業がどういったことがあるのかということ、こう、事業をぶら下げるといいますか、施策の体系づくりをしたいということで、本日、基本理念ということをご提案しているところでございます。</p> <p>町の事務所の位置との関係ですけれども、まあ関係ないことはないと思います。やはり、その役場の位置がここだということが決まらないと、そこからの交通の問題であるとか、施設の整備であるとかということも絡んではいかがかと思いますけれども、そうでない部分ですね、作業的にはその他の、例えば、福祉の充実とか、産業の振興とか、そういったものの整理は同時進行でもできるのかなとは思っております。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>議 長</p> <p>柴田松蔵 委員</p>	<p>お諮りいたします。先程の市川委員さんからご提案ありました、小委員会の設置につきましては、いかがいたしましょうか。</p> <p>奈良尾町の柴田でございます。今、市川委員さんと住屋委員さんのご意見が出ましたけれども、合併ありき、また、新町建設計画をどうするかということで、これから論議に入るわけでございます。</p> <p>今日、傍聴者の方も大変多く来ておりますが、まあ、これからが本番ということで期待をしているようでございますので、そういったような意味からもですね、やはり、その新庁舎をどうするのかということが決まらないことにはですね、この前段の問題についてもですね、大変必要だとは思いますが、それが決定した後にですね、より詳細に、私は詰めても遅くはないということでですね、住屋委員の申されましたように、私はこの会は進めた方がいいというように思います。以上です。</p> <p>そのような、お聞きのようなご意見でよろしいでしょうか。</p> <p>他にご意見ありませんか。他にご意見ないようでございますので、協議第31号「新町建設計画の作成（その3）」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認めます。従いまして、協議第31号「新町建設計画の作成（その3）」については、原案のとおりといたします。</p> <p>ここで、お諮りいたします。時間も1時間半経過しましたが、私は、あと1件ですね、「交通対策に関する取扱い」が終わってから、本番に入りたいなと思って、その時休憩したいと思っておるんですが、引き続きよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>次に、これも前回からの継続協議でございますが、協議第32号「交通対策に関する取扱い（その2）」について、協議を行います。この件について、事務局に説明させます。</p> <p>協議第32号「交通対策に関する取扱い(その2)」について、ご説明いたします。</p> <p>84ページをお開き下さい。84ページから85ページに、4町が管理運営しております若松港、青方港、榎津港、有川港のターミナルビル、立串港旅客待合所について、施設の構造、規模、使用料についてあげております。奈良尾漁港ターミナルビルについては、県の施設を町が管理運営いたしております。使用料等に違いがございまして、調整内容とい</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
議 長	<p>たしまして、「港湾及び漁港ターミナルビル等につきましては、現行どおり新町に引き継ぎ、名称、使用料等は合併までに調整する。」といたしております。</p> <p>また、長崎県所有の「長崎県奈良尾漁港ターミナルビルの管理運営は、現行どおり新町に引き継ぐ。」といたしております。</p> <p>86ページをお開き下さい。</p> <p>上五島空港管理事務所では、国からの委託業務といたしまして、空港気象観測業務を、長崎県からの委託業務といたしまして、施設の維持管理と、滑走路の点検確認などをそれぞれおこなっております。</p> <p>調整内容といたしまして、「上五島空港管理事務所の行う国、県の委託業務は、現行どおり新町に引き継ぐ。」といたしております。</p> <p>87ページには、上五島空港管理業務収支決算を添付いたしております。</p> <p>以上で、協議第32号「交通対策に関する取扱い(その2)」についての説明を終わります。</p> <p>ただ今、説明をいたしました、協議第32号「交通対策に関する取扱い(その2)」について、何かご質問ご意見ございませんか。</p> <p>他にご意見ないようでございますので、協議第32号「交通対策に関する取扱い(その2)」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。従いまして、協議第32号「交通対策に関する取扱い(その2)」については、原案のとおりといたします。</p> <p>お待たせいたしました。ここで、10分間休憩をいたします。3時10分から再開いたします。</p> <p>(休憩中)</p>
議 長	<p>皆さんお揃いのおようですので、一息入れたところでこれから再開します。</p> <p>次は、協議第20号「新町の事務所の位置」につきましては、今までずっと継続協議をしているところでございますが、前回3月の協議会におきましては、一步踏み込んだ発言がなされました。</p> <p>具体的に、上五島町の役場が本庁の事務所の位置として理想的であるというご意見、それから、新町の事務所は新しく建設した方がいいというご意見。その際に、新しく建設をするとした場合、場所をどこにするのかという問題については、まだ具体的に場所については出て</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
江口徳一 委員	<p>おりません。本日は、そういったこれまでの協議の経緯を踏まえて、どうか皆さん、活発なご意見をお願いしたいと思っております。どうぞ。</p> <p>有川町の江口でございます。今、会長も言いましたように、3月の協議会において、特に上五島町の委員さんから本音を受け賜りました。また、奈良尾町各委員さんから貴重なご意見をいただきまして、有川町といたしましても、そろそろ大詰めでございますので、本音で答えなければ、せっかくこうして、切磋琢磨して、英知努力のうえに協議してまますので、16年の8月1日に向けてですね、頑張っていかなければならないという考えをいたしているわけでございます。</p> <p>そういうことから、有川町といたしましては、議長という立場から、各議員の意向も踏まえながら、まとめたような形でございますが、まず、有川町といたしましては、「新庁舎を造るべき」というご意見でございます。</p> <p>皆様ご存知のとおり、有川町は、いわゆる官公庁、その他多ございまして、特に有川町は上五島地区でも中核であったという自負をしております。特に議員の先輩方に言わせますと、是非とも有川町じゃないといけないというような話も多々ありました。</p> <p>しかし、やっぱり合併するにはですね、歩み寄らなければどうも難しいじゃないかというご意見の中で、私もあっちこっち話を聞いて回りますと、特に奈良尾町さん、若松町さんから、いわゆる新魚目町、上五島町、有川町の人口の多い接点がいいんじゃないかという、そういうご意見の中で、私も有川に持ち帰りまして、各議員さんと話し会いましたところ、いわゆる3町の接点でいいということを知ってきたので、例えば、場所といたしましては、いわゆるその、新魚目町の浦浜、七目地区近辺がよろしいんじゃないかということで、議員総意のご意見でまとめていただきました。まとめないことには議会が進展しませんので、いわゆる議会の結果をもらうためには、議員の意見を多分に聞かないことには、難しいということから、そういうことで、議員、また各委員のご意見の中で、もうその辺で落としどころを決めないと、有川だけの形を言うは無理じゃなかろうかということから、私どもはもう、その辺に持っていくべきかなということで、話をまとめているような状況でございます。そういうことから、せっかくこうして皆さんが、一生懸命やっておりますので、合併に向けてですね、皆さんの英知努力を受けながら、頑張っていけばという気がいたしま</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
議 長	<p>す。</p> <p>また、私どもの勝手な言い方でございますが、男と女がですね、結婚するにも大変でございます。そういうことから5町がですね、いわゆる結婚するということでございますので、それこそ、苦勞の連続であるということは分かっておりますが、苦勞の後には、いわゆる楽ということもございますので、どうか、そういう意味でここに集まりの委員の皆様、英知努力の中にですね、合併に向けて一緒に頑張っていければなというふうに考えております。そういうことから、いわゆる場所の設定といたしましては、今言った状況でございますが、どうか皆様、そういうことでよろしく願いたいまして、私の言葉といたします。ありがとうございました。</p> <p>ただ今、お聞きのように、有川の江口委員さんから、「新庁舎は建設すべきである。」そして、その建設場所は、「浦浜と七目の結んだ周辺地区がよろしい。」というような意味の、ご発言がございました。</p> <p>他にご意見ございませんか。</p>
三村久治 委員	<p>上五島町の三村でございます。ただ今、あの、意見が「新しく庁舎を造って、新しい場所に建設すべきだ」という意見でございますが、私は、冒頭からこの合併なるものは何なのかよという、基本的な考え方で、そう、そのできるもんなら、やはりある物を利用しながら、質素にやるべきだという判断で、今日おるわけでございますが、あるいは、新庁舎建設ありきということで、皆さん言ってるようでございますが、私どもは、あくまでも反対でございますし、それからあのう、せっかくですからなんですけれども、本日、今日で12回目の協議に入ったわけでございますが、今日まで首長さん、町長さんが意見にまるっきり討議に参入してないと。そういうことも併せまして、今後、あのう、町長さん方の質疑も十分捉えながら、今後の協議会の進め方をやってもらえればと、このように思うわけでございます。</p> <p>どうか、首長さん方もそれなりの思い、考え方も、今日まで皆さんにばかり、意見が出ておりましたけども、出ておらなかったということもありまして、これからどうか、あのう、質疑に十分出していたきたいと、このように希望を申し上げます。以上です。</p> <p>他にご意見ございませんか。</p>
議 長 近藤 守 委員	<p>今回で12回目です。まあ、向こう側に各町の町長さん、議員さんが座られておるんですけれども、今まで12回の中で、まあ、現在、少なくとも、広域事業も含めて、私の知った範囲では445億の借金</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>があると、まあ、そこあたりを頭に入れながら、私から言った場合には、やっぱり、町長さん、議員さんが一番、各町、また、広域的に今、財政財源がどうなってるかということが、一番分かってる立場にありながら、もう新庁舎ありき、それも合併のシンボルとか象徴とかいう発言、かなり出ました。</p> <p>私は、合併は2回欠席しましたが、前回、うちの川口委員さんが言ったように、合併の目的はやはり、行財政のスリム化と効率化にあると。これは誰が考えても当たり前です。</p> <p>そこで国は、やはり、行政改革、財政再生、それで長崎県は、まあ、前回の会議録を見た場合に財源は出てくるんだと、そりゃ出てきます。合併して、町長3役ワンセット、議員が26名になれば。また、役場の職員も減りますから。そこだけ見れば財源は出てきますけれども、まあ、450億近く借金を、各町が作ったこの返済も含めながら、私は浮かれていいのかという考え方。</p> <p>そこで、何故に長崎県ですら13年度、14年度、議員さん方だったら、特に分かるだろうと思いますけど、13年度はマイナス5%のシーリング予算を組んだ。今年は10%のマイナス予算を組んでるんですね。知事の本音は町村合併したら、結局、そういうシンボリックな庁舎を造るなよ。少なくとも、私の情報の範囲では、知事はまず、そういう考え方です。それに陳情しようとか、どうしようとか言う、前回、議員さんからの発言がありましたけど、私は、長崎県に陳情に行っても、少なくとも、結局もって、漁協合併の中でいろいろもって、12年度公共投資予算、そこ辺りをお願いする中で、金子知事に変わるちゅうて、12年度の中でも、公的資金は出なかったわけですから、かなり、今の長崎県の知事の考え方は厳しいなと。箱物を造ることに關しては。</p> <p>まあ、そこ辺りで、何故に、今ある5つの庁舎、これを暫定的に使うやという考え方が出てこないのか。まあ、そこで、前回の場合に川口委員さん、市川委員さんが、上五島町の役場、施設がいいんじゃないかという発言をしていますけども、私は違います。やはり、合併は避けて通れない。16年に向かって。ならば、この中である程度決められること、私は有川の役場でも、奈良尾の役場でも、まとまり落ち着くなら若松でもいい。あえて、上五島の役場を使わんでも。しかし、暫定的に結局そういうことを決めないかん、本庁を。造ることを先送りして、そういうことで、ものを一貫してずうっと考えてきた中</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
松屋 満 委員	<p> ですね、本当に議員さんが一番分かってる借金、それをはずしながら、結局、シンボルで象徴で庁舎を造ろうや。今度は、やっぱり若松町、本音で言いますけど、いろいろ付き合いがある中で、「あんたたちや、よかっか」と、どうも浦桑の方に、有川と奈良尾が組んで、漁夫の利を得て新魚目町が。まあ、若松の委員さんの発言も、誰かそのような原稿を作ったやつを、私読んでると思いますが、この、結局、アンケートにもあるように、中心部だけがよくなって、他のところは、廃れるんじゃないかと。私から見たらこういう形で、新しい庁舎が、浦桑の方にできたら、若松、奈良尾はどうなるか、私は結局言うて、今、上五島だけど、町村合併したあかつきには、中通の住民として心配するぞと、まあ、漁業者なんかにもいろんな角度で話をしてきました。まあ、そこ辺りからも、やはり、庁舎を造ることは、我々、結局、考えてやらないと。 </p> <p> まあ、漁業者の場合には今、いろいろ景気のいい時、今、落ち込んで借金を抱えてる。そこ辺りも考えながら、漁業、第一産業の安定、特に漁業基本法ができあがって、その中では、漁港漁村の活性化、また、今ぞ、食料に恵まれておりますけど、近い将来、地球規模で食料もなくなる。そういう意味の食産業の位置付けも、漁業団体、行政の中で、法律の中で、できあがった中で、それに向かって取り組んでる中で、第一次産業よりも第二次産業。第二次産業、私も調べましたけど、加工事業も入ってるんですけど、人口的にはどうしても、第一次産業の方が多いわけです。しかし、売上は、第二次産業、公共事業が多いんです。しかし、これは、結局、税金ですねと。やっぱり、第一次産業の延長線上に、第二次産業も絶対必要だと。道路にしても、林道にしても、農道にしても、公共事業にしても、これが私は共存できるようなものでなければ、やはり、いかなのじゃないかと。第一次産業が安定すれば、第二次産業につながってくる。しかし、第二次産業だけが安定しても、私は税金を使い、税金で利益を得る。そうなれば、結局、第一次産業が廃れたらどうなるか。まあ、そういうことも考えてですね、やっぱり、財政財源は一回じっくり見つめ直して、先送りしながら、庁舎を造ると。暫定的に、せっかくある庁舎を、有川さんでも奈良尾さんでもよかですけんで、役場は、使っていくようにしていきましょうや。そういう考えを持っています。 </p> <p> 若松町の松屋です。新町の事務所の位置について、意見を申し述べたいと思います。この問題につきましては、前回の協議会で、各町か </p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>らかなりな突っ込んだ意見も出されております。若松町といたしましても、意見の集約をするべき段階にきていると思っております。</p> <p>持ち帰りまして先般、町当局、町議会議員の皆さんで、この問題につきましても意見の交換を行い、一定の結論を得ましたので、若松町といたしましての、提案をいたしたいと思っております。</p> <p>結論から申し上げます、「新庁舎を新たに建設すべきである」という意見でございます。協議第20号の資料では、【想定2】を選択することでございます。その理由といたしましては、</p> <p>一、行政の安定化効率化を図るためにもその中核となる庁舎は合併後の住民の利便、交通情報、建設に必要な面積など総合的に判断し、最も理想的な場所に新たに建設すべきである。</p> <p>二、新しい町のシンボルとして庁舎を建設し、町当局職員の皆さんにも、新たな気持ちで活力に満ちた町づくりに頑張りたい。</p> <p>そのような理由から、「新庁舎を新たに建設すべきである」ということでございます。以上です。</p>
近藤 守 委員	<p>やわらかく本音で、まあ、だいたい有川の議長さんから浦桑、浦浜、あそこを埋め立てて造ったらどうかと。まあ今度は、若松の・・・。</p>
江口徳一 委員	<p>埋め立てとは言ってませんよ。</p>
近藤 守 委員	<p>埋め立てかどうか知らんばって、場所は出ました。まあ、そこで、若松からは場所は何処でしょうか。まあ、有川の議長さんが言うように、浦浜か、それとも違う場所か。ま、そこ辺りがわからんもんですから、若松の方にお聞きしたいんですけど。</p>
柴田松蔵 委員	<p>私は、別の観点から。財政的な論議が今まで、新町建設計画の中では出てきたわけです。まあ、あの、新庁舎を建設を造ることになると、だいたい試算で、12億から15億というような見通しが立った中ですね、これからもし、合併するという事になった場合、上5ヶ町の5町から、新しい新町建設計画予算が出てくる。</p> <p>私が一応、だいたい聞いた中ではですね、5ヶ町の予算が、もし、合併をすると10ヵ年で、約1,000億円というような、ソフト、ハード面も含めて、なお、詳細に言えば、町の単独事業、それから県の補助事業も含めて、10ヵ年で約1,000億円という事業規模が見込まれてくるわけです。そうすると、その1,000億円の中のね、わずか15億か20億でね、それを財政的に論議するようであれば、これから新しく新町を造った場合に1,000億円はおろか、100円も100億円もね、これからの町づくりに使えないのではないかな</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
市川 誠 委員	<p>と。だから私はこの間も言いましたようにね、あまりこう、財政も確かに必要なんです。我々の社会生活の中では一番、財政が主なんですけれども、そればかりに萎縮して、それも新庁舎がね、もし合併するとすれば、庁舎が100億円かかるというならね、これは血相変えてやはり、論議すべきだろうと思うわけです。しかし、1,000億円の中のわずか15億か20億を、今さらそれが財政的にどう響いてくるのかなと。仮にそれを建設した場合でもね、元利償還20年でこれも償却していけるんですから、やはり、もう少し、この財政的なことをですね、論議するのは、そういう観点からすると、少しどうなのかなと。もう少し財政的なものもよく考えて、やはり話すべきではないのかなというように、私は思います。以上です。</p> <p>上五島の市川です。今、財政的に造るか、造らないかという面をクリアして、造るなら新しい場所はどこかという流れになっていると思うんですね。</p> <p>ひとつ、首長さん、今、各町の財政運営を預かっている首長さんに、ちょっとお尋ねするんですけど、この私の資料でいくと、建物に対して約30億かかるという資料を持ってるんですけど、その辺の数値、いろんな負債があります。その中で今、県、国、政策評価というようなものができて、本当にそのものが必要なのかというふうなシステムができています。その辺も踏まえて、今、首長さんにお伺いしますけどね、財政面での側面から本当に庁舎、新しく造れるのか、その辺の財政的な情報を聞かせていただきたいんですけど。</p>
宮田恒雄 委員	<p>新魚目町の宮田です。いよいよ新町の事務所の論議が行われようとしております。皆さん、各町の代表の方々が、それぞれの意見を申し述べましたので、私もひと言、申し上げたいと思います。</p> <p>まず、先程、近藤委員さんから箱物云々ということがありました。全く私も考え方としては、同感なんです。費用対効果という面から、新事務所を造るということは評価に値しない。ある面です。評価に値しない。いわゆる、費用対効果。その面からみれば評価に値しない。という論旨議論もあると思うんですよ。しかしながら、私は別な観点から申しますとね、もうこれは、有川町と上五島町のバトルじゃなかか。ね。もう、どっちも引けんとじゃないのかと、私はそう思うんですよ。だから、それぞれの考え方としては、造らないで間に合えばそれでいい。例えば、上五島役場を既存の庁舎として使おうじゃないかと、5ヶ町がよければそれでいいんですよ。私は、それでいい。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
坪井庄八郎委員	<p>しかし、有川さんはそれでは駄目でしょ。そうするとこれは、私の意見ですから、反論はまたお伺いしたいと思いますが、上五島町に造るとすると、有川町さんは駄目なんですよ。有川に造るとなれば、上五島町さんは駄目じゃないかと。これは、私の本音ですよ。</p> <p>そういう意味から、先程、漁夫の利と申しましたかね、近藤さん。漁夫の利を新魚目町がとる。決してそんなことは、私は考えておりません。否。本当に。漁夫の利じゃないんですよ。しかし、行き着くところは新魚目町かなと思ってますよ。思ってます。しかし、江口議長さんがね、接点ということを申しまして、七目、プラッツ浦浜といいましたかな、その所というふうなことで、私の考えているイメージとはちょっと違う。これも申しておきましょうかね。</p> <p>それで、先程費用対効果の面は言いました。今度は、公共投資、公共事業を見直したらどうかと。上五島の今、現状は、私がくどくど申すまでもなく、漁業の不振、雇用の不振、それで、病人で言えば重症患者なのではないかと。今、小野先生もおられますけど。重症患者には、いわゆる、カンフル剤が必要なんですね。カンフル剤。少しでも命を長らえてもらおうとね。カンフル剤を打って、あと10日もたらどうじゃろかいと。親の心があるでしょ。それと一緒に。</p> <p>景気の浮揚対策には、このカンフル剤というのが必要じゃないかと。それを、新事務所をカンフル剤ととるかたらんか。これは皆さん、委員各位のそれなりのご意見もございましょうし、先程、三村議長さんから、この辺で首長さんの意見もどうかということもありました。私も同感ですよ。こういう重大な問題のときに、町民の付託を得て、そして一番責任のある方が発言しないのはいかなものか。そういうふうなことですから、もうひとつ、論戦をしたうえでですよ、町長さんには、今日述べていただくか、後日にするか、それも提案とききます。時間もかかりますので、この辺で第一部を終わります。</p> <p>坪井でございます。ただ今各町からのご意見の中では、各町の町長から、また、ご意見があるかと思いますが、その前に財政的な問題についてですね、意見を申し述べてみたいと思います。</p> <p>先程、奈良尾の柴田議長さんから、10ヶ年における、上五島5ヶ町の、予算規模の問題のご発言がございました。これは、資料によりますとね、だいたい5ヶ町の、平成12年度ベースにおける基準財政需要額がですね、1年間に123億になる。基準財政額が、おおよそ10年間で1,200億なんです。予算規模はこういったもんじゃな</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
宮田恒雄 委員	<p>くて、平成12年度における、一般会計の予算額の総額は、5ヶ町で233億7,600万ですから、10年間ということになりますと、2,000億です。</p> <p>それから、一般的に役場等を造るときに、財政的な援助があるかどうか問題ですが、通常は役場なんかを造るときは、積立金を一生懸命積んで造らなければですね、財政的な援助はないんですね。合併特例債が、いわゆる、70%の国の援助があるわけですから、そういった特例債が、役場庁舎に適用できるというのは、とりも直さず、新しい町づくりの方向として、そういったものを造るときはですね、国も財政的な援助をしましょうということでございますのでね、それは10年後における財政シミュレーションについては、各町の町長からご返答をいただく問題じゃなくて、財政的にどうなるかということは、合併事務局の方です、十分お分かりだろうと思います。以上です。</p> <p>先程言い忘れましたが、ことにこういう発言をする人は、私は甚だ僭越なんですけども、限られているんじゃないかと思うんですよ。だから私はこの際、前回にもご提言申し上げましたけれども、小委員会を作ったらどうか。私はこの問題でぐずぐずしたくない。新聞等で皆さんもご存知のとおり、もう下五島が追い上げてます。壱岐もきますよ、もうすぐ。対馬はどんどん進んでるじゃないですか。そういう中で、上五島はこの問題で何をしてるのかとね。この間、長崎新聞も叩いたでしょうが。私はあの意見は余り賛成じゃないけど。そういう意味で小委員会をね、私は立ち上げるべきだと。</p> <p>具体的に私の考えを申し上げますとね、議会から2名、学識経験から1名、計3名。それにプラス町長。これで小委員会を立ち上げてやりあったらいいじゃないですか。</p> <p>そしてもうひとつ、私は考えてるんですがね、やはり公平性とか透明性を保つために、第三者機関というものの、アドバイザーを要請したらどうかというふうに思うわけですよ。これは、私の考え方ですけども、建築、土木に詳しい人、財政のシミュレーションに詳しい人。これはまあ、事務局でも間に合うかも知れませんがね。そういう透明性、公平性のある人をアドバイザーとして小委員会を立ち上げたらどうかと、ついでにご提言を申し上げたいと思います。</p> <p>いずれにいたしましても、この10年後の上五島というものを、私なりにイメージしますとね、厳しい状態はあるかも知れませんが、それは分からない。この世界を見た時に、どういう遍路をきた</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
坪井庄八郎委員	<p>すか分からない。日本もそうでしょ。そういう中でね、厳しい中にもこの前、前回に柴田委員さんが夢と希望かな、これ言葉が違うかもしれませんが、そういうことで申しましたね。だから子や孫に、次を繋ぐという意味からもね、この新町の事務所の建設については、早く決着をしたいというふうに思っております。終わります。</p> <p>有川町の坪井でございます。ただ今の発言につきましてね、大方賛同なんですけども、一部違った意見を申し述べてみたいと思います。</p> <p>せっきくの機会だから、この新町の役場の位置というのは、皆さんである程度決めてですね、そして具体的なポイントはやはり、建築、土木的ないろんな技術的な観点もいりますのでね、その際、そういった方も入れた小委員会でいくと。その前に全体で、どの辺でという大方の位置くらいはね、決めときませんと、その方がよりいいのではないかと。</p> <p>それから、新町の事務所の位置でありますけれども、これはね、財政的にどうだから何処がいいのかとかじゃなくてね、やはり第一義的には、話し合いによってやっていくわけですからね、やはりね、上五島地区住民が、いわゆる、住民感情にですね、どの辺だったら大方の合意が得られるのかなということが、第一義じゃないかと思っております。</p> <p>第二義に財政的にどうなのかなと。いわゆる、あるところを増改築して使ってますね、将来、また建て直すと。そういうのがいいのか、初めから自分の身の丈にあった、非常に事務効率のあがるような建物を設計した方がいいのか、それは第二義的に考えるべきであってですね、もう、不毛の論議にならないように、この問題についてはですね、慎重に検討すべきですけども、かなりもう何回もですね、議論を重ねてきたわけでありましてから、この辺で旧庁舎を増改築して造るかですね、使うか、新しく町のシンボルとしてどっかに新築するかですね。この問題に決着をですね、この場においてつけることを要望します。</p>
市川 誠 委員	<p>上五島の市川です。今回、財政的に問題なければ庁舎を造りたいと、位置をどこにするかというところまでの議論、今、されてますけども、私は上五島町7,600人の町益というものの観点から、意見を述べてみたいと思います。</p> <p>上五島町の固定資産税が、ひとりあた、固定資産税の税込といいますが、地方税の税込が18万5,000円程度あります。12年度決算状況ですけど。その中で、財政力指数0.43、長崎県の町村の</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
永田孝子 委員	<p>中で4番目の財政力があります。その中で、何故この合併に臨んだのか。それは、上五島町が合併がなかったら、国の地方交付税等の締め付けが始まると、やはり、自治体としての活動ができていけない。そういう中で、今回は旧態依然の自治体のシステムじゃなくて、本当に地方からの構造改革といいですか、そういう今までにない、システム作りをするチャンスを与えている。そのための資金援助を10年間するという捉え方をしています。</p> <p>その中で、例えば、上五島町がいろんな合併というものの中で、動いていかなければならない10年とか、そのサイクルの中で財政的に困窮する時が来るでしょう。しかし、今、上五島町がそういう財政がある時に、5つの町がまとまって、本当に新しい改革的な町を作れば、10年先送りの沈没じゃなくて、10年後も上向きの財政基盤の市町村という形をつくっていけないのではないかなと。そういう可能性に対して、上五島町の町益18万5,000円のひとりあたりの税金を、持ち込もうじゃないかという考え方が上五島町にはあるんです。</p> <p>だから、財政面の庁舎の新築予算に対する運営面、やはり、皆で本当にそれが将来の5ヶ町の財政運営に関して、どうしていかなければいけないのか、その辺はしっかりと考えていただきたい。その辺の結論が出てから、庁舎の位置かれこれに、進むべきではないかなというふうに思っております。</p> <p>上五島町の永田でございます。今、市川委員から上五島町の町民としての意見が述べられましたので、それに追随しまして、私も上五島町の町民としての立場から、意見を述べさせていただきます。</p> <p>これまで出された資料を見てみますと、数字的に相当厳しいものがあるというのは、素人の私でさえよく分かっております。財政力指数の0.456の上五島町が、合併したら0.22になる。これは大変なことだと思っております。その他、水道料とか、介護保険の負担であるとか、各種支払金とか、そういうことを考えますと、上五島町の町民にのしかかる負担というのは、今以上にずっとずっと重くなるのではないかと。合併が、町民の将来の利益に繋がるかどうか危惧の念さえ抱いております。それでも上五島の未来のために、合併していかなければいけないと。自分にも周りにも言い聞かせております。</p> <p>けれども現在は対等合併であるといっても、主に新庁舎の方に目がいております。でも合併したあとの負債ですね、借入金を返していくことも考えなければいけないのではないかと。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
津田祐一 委員	<p>第2回目の時に配られた五島支庁の資料にも、上五島の借金は合計で307億と書かれております。一人当たり108万といわれておりました。これは平成11年現在ですね。これが現在ではもっと増えて、先程、近藤委員が言われましたように、456億と聞いて、何か、私どもには恐ろしい限りの金額に聞き取れます。これから先、この借金を返していく体力を持つ町がどれだけあるのか。今後、大規模なプロジェクトが見込めない現在にあっては、そのところも考えていかなければいけないのじゃないか。現在、体力のある町の意見も汲んでほしいというのが本音です。</p> <p>それから委員の皆さんには、役場の経験者も、数字に強い方もたくさんいらっしゃると思うんです。出された資料をよく検討して、経済力を考え、現在ある施設を有効利用して、特例債を更に発展させて使う方法、例えば道路整備であるとか、通信網の整備であるとか、現在ある町の庁舎、それから施設を充実させる方法にお金を使える、使うというような方に頭を向けられたらいいかと思えます。</p> <p>知恵は起債の対象にはなりませんけれども、起債の対象となり得るものを生み出す力を、持っていると思うんです。皆さんでそれを生み出す方向にもっと目を向けていただきたいと思えます。以上です。</p> <p>奈良尾町の津田でございます。今日は、有川町の、それから若松町の皆さん方にまかせて、今日は発言をしないということで出席をしたんですけど、今、上五島町さんの方から財政力指数を持ち出してですね、合併云々ということと言われますと、過日ありました「貧乏町とは合併できないよ」と、そういうことに逆戻りするんじゃないかというふうに私は思うんですね。やはり対等合併だから、貧しいところも、豊かなところも痛みを分かちあって、そしてゼロから出発しようというのが、対等合併でしょう。吸収合併じゃないわけですから。そのところをやはり考えていただかないと。財政力指数を持ち出してね、上五島町住民だけの町益、住民益だけを守るんだというのは分かります。これはお互いにですね、自分達の住民はかわいいわけですから。だけど、やはり対等合併ということ考えた場合には、財政指数を果たして、持ち出していいものかどうかというふうに思うわけです。</p> <p>私は前回も言いましたように、会長、今のような状態では、汽車の線路をですね、造る造らないの両方の議論が、まっすぐずっと果てしなく続いていくと思うんですね。やはりこの辺で開いた網は、一応閉じなければいけない。やはりその閉じる、網を閉じる役目はですね、</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
議 長	<p>会長、あるいは首長さんじゃないかと思うんですね。</p> <p>それともう一点、私が上五島町の皆さん方にお伺いをしたいのは、やはり民主主義の世界ですから、例えば、意見が大多数を占めた場合に、じゃあ万機公論に決ましようということ、皆さんの意見が賛成多数となったときにですね、じゃあ、「我々は反対だからそれには従えないよ。」ということなのか、「皆さんの意見が80%まとまっているなら我々も、じゃあ次の突破口を見つけだすために譲歩しましょう。」というような気持ちがあるのかどうか。賛成多数で決まった場合には、「我々は意に沿わないから、この合併には参加しませんよ。」というような気持ちなのか、やはりその辺のところもね、民主主義の世界であれば、やはり意見の多い方に固めていくのが、私は筋じゃないかと思うんですが。そのようなところももう少し考えていただいて、会長にですね、首長を含めてひとつ、取りまとめをお願いしたいというふうにご要望を申し上げたいと思います。</p> <p>ここで、5分間休憩をしたいと思います。</p> <p>(休憩中)</p>
議 長 川口 傳 委員	<p>それでは、ただ今から再開いたします。</p> <p>先程からお話を伺っておりますと、合併の趣旨からはずれておるんじゃないかという感じがいたします。</p> <p>何のための合併じゃろ。庁舎を造るための合併なのか。</p> <p>先程から各町の首長さんもいらっしゃいますので、その意見も聞きたいという意見が出ましたけれども、それも議長さんは実行してくれない。</p> <p>上五島は財政問題をすぐ一番真っ先にあげるといってますけどもね、12年度の決算をみた場合に、5ヶ町で約27億円ですかね、税収が。庁舎を造る場合に20億かかった場合でも、12億8,000万ですか、自己財源がいます。1年の税収の約半分ですよ。造るならね、計画を立てて、合併してからでも10年、15年と積み立てをして、それから造るべきであって、そういうことであれば、私たちも別に何も異議は申しません。せっかくある施設を無駄にして、また新しい施設を作れば、それだけ経費も要ります。これだけ人口も少なくなると、税収も減少していく時点にあつて、何で無駄な費用を投資するのかと、その感でいっぱいあります。そういうことで各町の財政は大丈夫なのかと。どういう状態にあるのかと。各町の財務の担当者にはちょっとお尋ねします。よろしく申し上げます。</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
議 長	<p>私の方からちょっとお許しをいただいて、発言いたしたいと思いますが。ただ今の川口さんのご意見の中で、首長さん方の意見を議長は取上げないというふうな事でしたが、決してそれを拒んでいるわけじゃございません。首長さん方と協議会の委員さん方、あるいは各町の議会の議員さん方とは、だいたい考え方っていうのは、差は違わないんじゃないかなと私は思います。従いまして、それぞれ各町の委員さん方から、それぞれのご意見が出ているわけですから、あえて首長さん方のご意見を聞く必要はないんじゃないかなと。その言い回しに多少、差はあるといたしましてもね、そういうふうに、私は思っておるわけでありまして。しかしそれでもなお、ここで首長さん方にはっきり言わせるという事であればやぶさかではございませんが、いかがですか。町長さん方。</p> <p>はい。それでは、若松の町長さん。</p>
橋口 豊 委員 (若松町長)	<p>若松の町長です。先程から首長の意見を聞きたいという事でございますが、私達は4月の19日、これは議会の中に合併委員会を作っています。この委員長は松屋副議長です。ただ今、松屋副議長の方からも申された通り、私はその中で協議をしてまいりました。それとここに出席しておられる、本町から出ている委員さん方も集まった中で、現在の意見、この通りの意見が出たわけですから、松屋副議長が申された通りでございますので、そう受け取ってもらいたいと思います。</p>
議 長 住福幸太郎委員 (奈良尾町長)	<p>はい。奈良尾の町長さん。</p> <p>奈良尾町の町長でございますが、この新町の事務所の位置に関わる議論が何回となくやられておりますし、また委員の皆さんから新庁舎を造るべきであると、あるいはまた、現在の施設を活用したらどうかといういろいろな貴重なご意見も承りますし、それはそれなりにですね、私も理解はしておるわけでございますけども。</p> <p>奈良尾町といたしましてはね、また、私といたしましては、うちの議長他、委員の皆さんがおっしゃるようにね、やはり新庁舎をまず造るべきではないかというふうな意見を、私も思っております。</p> <p>この合併についてはですね、やはりそれぞれ各町、財政的なばらつきあると思います。上五島町さんが言うようにね、上五島町は財政力指数にしても0.44と素晴らしい財政内容でありますし、また本町におきましてはね、0.139というような差がありますけども、やはり私としては合併することによってね、非常に、この財政基盤を強固にして、そして素晴らしいまちづくりを作っていくって、若者が定住</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>議 長 山田芳徳副会長 (上五島町長)</p>	<p>できるような、そしてまた、高齢者が住んで良かったなというまちづくりを、やはりすべきであろうと。</p> <p>単独町でしていくという事になるとね、これからいろんな交付税の削減の問題、私のところでいきますとね、13年度が1億2千万。そして14年度ですとね、地方交付税の算定基準の大幅な見直しで、1億6千万という減額が予想されております。このままでは本当に1町だけで運営していくのは、なかなか厳しいのではないかと、危惧をいたしておるわけです。</p> <p>そういった中で合併をして、そして合併特例債という、こういう財政支援をですね、有効的に使って、そして、この上5ヶ町の、素晴らしい夢と希望のあるまちづくりを作っていた方が、いいのではないかなと、そのためにはね、やはり新庁舎を造って、そしていろいろ言われておりますシンボルとした、そういった庁舎を造るべきではないかなと、そういうふうに思いますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思います。</p> <p>次に上五島町長さん。</p> <p>上五島町長の山田でございます。まず、私がこの市町村合併について、実は選挙公約という形で町民の皆さんに問いかけまして、付託をいただきました。さらには、平成8年から、議員時代からこの町村合併については、深く興味、関心を持ち、議会内部、あるいは町長としても議論をしてきたところでございます。ちなみにちょうど1年前、わが町の18地区で地区懇談会をいたしました。何の目的かと申しますと、議会に首長提案をする、この法定合併協議会の設置のためでありました。その中で住民が一番心配したのは、なるほどアンケート結果と同じように、中心部だけがよくなるのかというような、いろんなマイナスの質問をいただきました。そんな中で、私は町民に理解を求めたのは、昭和の大合併で、いろんなマイナス面があったのは、町民皆様がわかっていたことですので、そのようなマイナスを、プラスにしていく合併にするんですよというような、説得を持って、議会に上提をし、全会一致で法定合併協議会ができました。</p> <p>しかしながら、今、皆さん方が議論をされておりますのは、庁舎の建設ということではありますが、私は「庁舎の建設をすべきでない」、「すぐさますべきだ」という考えではなく、本当に議論をしなければいけないのは支所の機能、支所の充実このことについて、どこまでこの協議会で結論を出した上で、新庁舎にいくのかということなんで</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>す。</p> <p>私どもが、国道を通過して見てお分かりのように、新たに増築をしました。これは4億かかりました。奈良尾町におかれましては、約5億近い増改築をしております。すべての町村で増改築を4～5年間の間でやったわけですが、この支所機能が、今、現在のシミュレーションでは、約1割から2割本庁に来て、8割の機能を果たすというような考え方で進めております。庁舎を造る事によって、実は、この事が逆転をしなければいけません。支所が、2割程度の人員で作業をしていかなければいけないのですが、その時に、どこまで町民のニーズに応えることができるかという事なんです。</p> <p>ちなみに上五島町が生まれる時に、浜ノ浦村と青方町が合併をいたしまして、今の新しい庁舎を造るのに20年かかりました。その20年間の間で、浜ノ浦村の支所を壊すことができなかつた。それぐらいに公共施設が地元にあるという大事さ。そこに憂慮しなければいけないという事を、実は、僕は今の段階で議論をした結果として、庁舎建設に進んでいく。あるいはまた、先程、現状の各町の財政状況という事でいろいろ質問がありましたが、上五島町といたしましても、今現在の交付税制度の、いわゆる、段階補正、事業費補正でかなりな減額をみているところございまして、来年はどのような形になっていくのかなあという事を思えば、今、積んである基金のほとんどを取り崩さなければ、予算措置ができないくらいの状況なんです。5ヶ町ともおそらくそうだと思います。</p> <p>そんな状況の中で、庁舎の建設というのは、皆様方にもシミュレーションを描いて、合併特例債、確かに利用できるんですが、基本的に基金を積みなければいけない。どの程度の基金かという事は、おおむね庁舎に入る数でこの規模が変わってこようかと思いますが、造るのであれば、本当にひとつの庁舎になるような、形の規模を造らなければいけない。6つの役場が存在するような形であれば非常にどうなのかなと。町民レベルで言いますと、私達役場の職員が、あるいは議会の皆さん方が、新しい建物に入って仕事をする。あるいはプレハブに入って、サービスの低下しないような仕事をする。比較をした時に、町民の判断は、これまたはっきりしてくると思っております。そのような考え方の中で、今、それぞれが投資をした庁舎が、あと何年存続をするのか、あるいは、あと何年かけて基金を積むことによって、ひとつの本庁舎を造ることができるのかというような、核心の議論をし</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>議 長 井上副幹事長 (有川町長職務 代理者)</p>	<p>なければ、この事についてはあくまでも、平行線であると思っております。</p> <p>造る、造らないという前段の前に、町民から地域でいただいた意見、それは支所機能がいつまで、どのような形で働いていくのかと。役場が遠くなるのかという質問を真剣に、議論していただきたいと思っております。終わり。</p> <p>有川の助役さん。</p> <p>ただ今、町長の職務代理を拝命しております、有川町助役の井上でございます。</p> <p>先程は全員で黙祷をいただきまして、本当にありがとうございました。中山町長も大変感謝していることと思います。</p> <p>町長とは生前、この合併についていろいろと話しておりまして、大変気にかけておられました。その中で、有川としても、先程、うちの委員からもありましたように、港町をかかえて、それから官公庁を揃えて、その中で、私にとっても、有川生まれの有川育ち、やはり有川がいいというのは、どこの町でも同じでございます。</p> <p>しかしながら、この合併を成功させるためには、やはり、有川だけがそういう発言をしたらいけないという事で、やはり、最終的に落とし所としては浦浜、七目地区という、先程の江口議長の発言、これに私ども町、議会全体一致をした意見であります。</p> <p>先程から財政問題、いろいろ出ておりますけれども、うちの方は今、有川中学校の校舎に17億をかけてやっておりますが、1町で20億ぐらいの建築物を構築する中で、5ヶ町合併してもその程度の規模の庁舎も造れないと。本当に寂しい合併だなあと、常々、つくづく話しを聞く中で思います。もう少し夢のある合併をしたいなあという気持ちでいっぱいでございます。以上です。</p>
<p>議 長 (新魚目町長)</p>	<p>ただ今、町長さん方からご意見をお聞きの通りでございます。</p> <p>私の意見も会長という立場で、なかなか言いにくい面があるわけですが、町長という立場ですとね、これはこれまで、この事務所の問題は、いろいろとご議論がなされてきた経緯等から考えますと、みんな欲しいと思うんですよ。難しい事はわかりませんが、やっぱり自分の所に庁舎があればというような事は、みんな思っていると思うんですよ。私もその一人です。先程、うちの宮田議長さんからご意見がございましたけれども、そういう事でこれを治めるとした場合には、やはり有川でもない、上五島町でもない、新魚目町</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>議 長</p> <p>近藤 守 委員</p>	<p>あたりに、やっぱり新しい庁舎を造って、そして新しくスタートしたらどうかなというのが、私の考え方でございます。以上です。</p> <p>いかがいたしましょうか。この問題につきましては、だいたいその議論も出尽くしたんじゃないかなろうかなと、感じがするわけですけども。</p> <p>先程、小委員会の設置という問題も出ておりましたけれども、この小委員会の問題は一長一短ありましてね、屋上に屋上を重ねるような事もなきにしも在らずという事もありますし、この辺で賛否の形でどうするかという決を採るといふ方にもっていくかどうかと。その辺について皆さん方のご意見を。</p> <p>賛成、反対、民主主義のルールの中で、そういう意見は今までも出ておりますけども、議長の自らの口からそれが出ましたけども、私は結局、小委員会の賛成・反対を取るのだったら、住民に対して、私の立場は住民代表ですけど、退場させていただきます。</p> <p>本音でざっくばらんにですね、例えば、中通島がひとつになった場合に、なぜ中心が浦浜かと。奈良尾から有川まで5ヶ町、国道で見た場合に、真ん中はもっとずれると思うんですよ。若松、奈良尾の方に、そうじゃなかですか。採決なら採決でよかったですよ。私退場します。</p> <p>しかし、今度持ち帰った場合、議員さんわかってますけども、各議会が満場一致でなければ、町村合併はおじゃん。そこはわかってますから、多数決をとるんですかと。要するに満場一致じゃなからんばいかん。ここで多数決を取るといふ事であるならば、私は退場します。そういう乱暴なやり方。</p> <p>さっき、町長さんから考え方が出ましたけれども、有川の助役さんにお尋ねします。有川が今まで人口が一番多かったんですね。しかし、N T Tの撤去によって、少なくとも人口、町税。今度は九電さんがもう、既に大瀬戸から奈良尾の方に来て引いてる。一応調査は終わった。17年度に向かって送電の準備に入る。固定資産税は奈良尾町、今の奈良尾町に入る。有川には入らない。九電さんも、まあ、わずかな、人口も減りながら管理だけ。こういうふうに5ヶ町の中で今、各町各町の財源も変動のある中でですよ、いかにも助役さんは情けなかなと。合併して、今、2万8千人おる人口の中で、財源の中でね、20億ぐらいの庁舎も造れないのかと。</p> <p>しかし、私から見たらまだ合併してないんですけど、有川町は非常に厳しくなるんじゃないかなろうかと。という事はN T Tのマイナス、九</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
柴田松蔵 委員	<p>電のマイナス。あと残っているのは官公庁の出先だけですけん。これは何でもなかつてすばってん、実情を話しながらですね、ここで多数決で決めるとやったら、議長、住民に対して責任取りきれませんので退場いたします。</p> <p>今ですね、近藤委員さんから、いかにも場所がね、設定をされたというようなご意見の中で、お話がございましたけれども。合併をして、新庁建設をやっていこうというような事になっていくとね、今までこの本日の経緯の中で、はっきり言いまして、上五島町さんがまだはっきりしないと。ところが、後の4町についてはね、合併ありきで新町建設計画いいじゃないかと。そういうような中で、今、最終的には意見の折り合いがなっていないわけですが。私はあの場所の問題についてはね、これからね、新たに検討すべき問題じゃないかなと思うんですよ。ただ、あの私案としてね、3町の接点というような事で、いかにもそこが場所に設定されたような事で、若干、感情的なような発言も出てますけれども。私は前も言いましたように、合併するという合意が取ればね、その後、各町各町がその場所については、ここがいいのではないかと、各町の意見を出して、それから例えば、小委員会を設置して、その中で煮詰めていくという事になろうかと思うわけで。はっきり言いまして、後は、上五島町さんの歩み寄りというのかね、ご理解というのかね、そこいら付近をね、もう少し時間をかけてお願いをしたらどうかというように思います。以上です。</p>
三村久治 委員	<p>上五島の三村ですが、いろいろ、あの、意見の中で、今日でも即、多数決の中で決定すべきではないかというような意向でありましたですが。</p> <p>今ですね、首長さん等の意見も、今、ようやく12回目にして気持ち討論されたというふうに、私は受止めておるわけです。そういう事も合わせて、傍聴に来ております、私どもの町の出席者の皆さんもいろいろおりますし、あるいはまた、私どももこれを受けて、これからの取組み、考え方。なぜ私がこのように心配するのかというのは、法定上から言いまして、来年の3月いっぱいには議会の議決が必要だよと、そういうふうな、突き詰められた結論を出すべき時期があるもんですから、それに私自身が自信を持ってないなというふうな判断に立つ。そういう事から非常に危惧をして、このようにしゃべれない言葉の中でも質疑、意見を出しておるという状況でございます。</p> <p>そういう事から、次どうなるのか知りませんが、今日はひとつ、多</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
川端栄一 委員	<p>数決で決定するという事でありまして、私どもはこの席におるわけにはいきませんので、そういうふうな強い姿勢で、私ども今日、これからも取り組む考えでございますので、それだけは申し上げておきたいわけでありまして。以上です。</p> <p>2、3、私考えを申し述べさせていただきます。</p> <p>だいたい、その、各町長さん方にご意見を求めるといって提案されたのは、上五島町さんでしょ。間違いですか。それで、上五島町さんのご提案で、各自治体の町長さんが胸を張って、自分の意見を申したわけでしょ。ですね。それを町長さんが発言をされたわけですから。我々委員は、何も言うべき事じゃないんじゃないですか。そしてその前に、各町の議長さん方が議会で、それぞれご検討された結果を、自信を持ってここで発言されたわけですよ。日本の国は議会制民主主義ですよ。それを畑に水だけ引いて、あとの町の田んぼの水が枯れようが何しようが、それで結構だという発言はね、議長さん、あなたは考えて、先頭に立って、上五島町民を説得していかんばいかん立場ですよ。</p> <p>そしてひとつ言います。今、町長さん方がそれぞれ意見を申された。新しい土地に、新しい役場を造ると言われた町長さんは、4人おるわけですよ。それに反対かどうか知りませんが、山田町長さんがひとり、明言を避けたわけですね。数の上から言っても4対1で、新しい土地に新しい役場を建てるという事が、これで決まってるんじゃないですか。違うんですか。そうせんばですね、町長さん達の立場っていうのは、誰が責任を持つとですかね。おかしいですよ。</p> <p>そしてもうひとつ、第1回の定例会議があった後に、懇親会が青方の栄会館であったわけですよ。その時に、山田町長が名調子でいろいろ、開催地の町長として、そのお祝いの言葉を申し述べたわけですが、中身については、私はあんまり覚えてません。ただひとつ、小異を捨てて大同に着こうと。大同小異論をぶったということだけは、私、頭にあるんですよ。というのは、大同というのは、青方だけが良くて、他の町はダメだというのが、山田町長がおっしゃった大同小異論かどうか、改めてあなたに聞きたいですよ。ですね。地方自治法っていうのがあるんですよ、ちゃんここに。我田引水法っていうのはないんですよ。上五島町だけ田んぼに水が潤うて、それだけでいいんだと。他の町が水を借りようが借りまいが、稲作ができようができまいがどうでもいいって。そういう発言は、私は町長としては遠慮してもらい</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
山田芳徳副会長	<p>たいと思うんですよ。以上。</p> <p>確かに挨拶を申し上げましたね。私、今、そういう事を論じましたか。青方に役場を造る造らないという事を。言ってないですよ。私は先程、話聞いてませんでしたか。先に議論する事はあるんですよという事ですよ。いやいや、これはそういう論理の展開で、そういう事を議論したらダメなんですよ。もっと大事な事があるんですよ。支所機能、あるいは規模。今出されているシミュレーションだけではダメなんです。もっともっと議論をしないと。それだけ合併は難しいんですよ。私は我田引水で物は言った覚えはありません。高い所から今まで見てきました。それは逆に私に対して……。そういう意味で言ってないですよ私。それはそういう見方をして私の言葉を聞けばそう聞こえたかもしれませんが、そういう気持ちで全然言っていませんよ。私は第1回目から変わってませんよ。夢のあるまちづくりを、自を持って、身を持ってやっていますから、ご心配なく。</p>
宮田恒雄 委員	<p>ま、いろいろご意見が出ました。伺った通りでございます。本日はこの辺でどうでしょうかね。次回につなぎましょう。</p>
議 長	<p>ただ今の発言の通り、宮田委員さんの発言の通りこの件につきましては、再度、次回に持ち越して、協議するという事によろしいでしょうか。</p> <p>ちょっと付け加えておきたいと思いますが、先程、私はこの件につきましては、前回からも引き継いでおるわけですのでね、大概議論も出尽くしておるんじゃないかなと気がするわけですよ。それで、次の協議会あたりでは、もう、ぼつぼつ結論が出るような方向で皆さん方、是非ご理解とご協力をお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうかね。</p>
坪井庄八郎委員	<p>有川の坪井でございます。あのやはりね、こういった物がある程度のところで強行的にね行くと、何かこう精神的にですね、トゲが出るような感じがするんですよ。しかしね、この問題については何回となく討議を重ねましてね、慎重が上にも慎重を期する事は当然なんですけども、最後にね、各町長がね、町長としての意見を申し述べてね、そういった段階にきてね、何か進展があるような事であればね、それは次回でもいいですよ。</p> <p>しかし、町長の意見を最後に述べて、曖昧にしてね、次回ではどうかというのは、この際はお互いですね、やはり議会の反対が多ければね、説得する必要があるんじゃないですか。ここに出ている委員さん</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>小野幸子 委員</p>	<p>は。私どもだって、議長が有川町の意見を申し述べ、町長の職務代理が意見を申し述べる。やはりですね、背中にはいろんな意見を背負ってやってるんですよ。そのいろんな意見に対してはですね、やはり皆さんと話し合いをして、協調路線に乗かってもらわないといけませんから、そういった人にはお互いですね、努力をして説得をしておるんですよ。だから、やはり、曖昧模糊にね、なるような、やはり、次回次回という考え方は、お互い慎むべきだと。何か、うまくいきそうですけどね。</p> <p>やはり町長が最後に意見を申し述べたことを考えますとね、やはり造るか造らんかという事ぐらいいはね、今回で決着をして、次回はそのピンポイントの場所等々を決める、例えば、小委員会を作るか、作らないかという問題で決着つきませんとね、延々としてやったら10月までに作成しなければいけないような、町の建設計画そのものがないじゃありませんか。いつまでもぐずぐずはできないと思います。だから、今日決める事がね、何か早まった行為だと、私どもは思いません。皆さんの意見、委員さんの意見を聞いてみて下さい。</p> <p>有川の小野でございます。私はチャンスと、それから効率性を考えてチャンスと、この特例債が出る時しか、もう絶対にできないと思うんですね。庁舎を造るっていう事は。</p> <p>それともうひとつは、支所機能とおっしゃいますけども、一般の住民が役場に行くのは福祉保健課とですね、水道課くらいですよ。ですから、住民が本当に役場に行くっていう窓口は、10人くらい残っていれば十分機能すると思う。今はもう、パソコン時代でどんどんできますから、行政改革で一箇所に集中して、しっかりしてもらおうと。各支所に70人ずつ残してですね、本庁に10人ずつ出向させてですね、全然これは行革にはなりませんですよ。各支所に人数を残してするといのであれば、60人か70人おれば、逆に後退するわけですよ。全部集中して、そこで仕事してもらって、各支所は最小必要限度の人間を残して、そして行政改革をする事が大事じゃないかなと、私は思っております。以上です。</p> <p>山田芳徳副会長</p> <p>あの、小野さんその通りなんですよ。そういう考え方の基で、議論をした結果で、新庁舎を造るといふのであればいいんですよ。10人くらい残って、最初から残って、それぞれの役場が10人くらいで動くんだったら造っていいんですよ。そうじゃなくて、逆だったでしょ。考え方が。90残して10の役場だから議論にならないと。だから、</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
小野幸子 委員	<p>その辺をきちっと詰めた形で話を進めないと、5つの役場を6つの役場にするという事は、大きい経費が要るんですよ。今みたいな考え方で、一步前に行くのであれば、いい議論ができると僕は思います。支所機能がどうなのかという事なんですよ。</p> <p>ただ、これだけは言っておきたいんですが。わが町を18箇所回った時には、ほとんど、その支所について100%を求めたんですね。町民が。そのままの状態。建設課があり、町民課があり、全ての課に行き行って相談ができるような、その辺が壊せれば、役場は造るべきなんですよ。あるいはまた、全部の、6つの役場を壊して、5つの役場をないものとして、ひとつの役場が今の中地区、消防でやりましたね、2箇所の統廃合。こういう議論も含めて議論をするのであれば、私はいいと。ただ、50人とか60人とか、今の190人ですか、最高。その議論では、支所機能の問題が残りますよという事なんですよ。そういう議論をして、造る造らないの結論を出していかないとおかしいという事を言っているんです。</p> <p>当然、今、300とか400ぐらい職員がいますから、すぐはできませんね。ですから、暫定的にまた減らしていくんでしょうから。始めは各支所にも5、60残ると思います。どんどん減らしていきながら、最終的には案で出ています、200人ぐらいのところまで結集させて、各支所は10人ぐらい残してって事に、将来的展望を持ちながらしていかなと、すぐにぱっと減らしていったら、皆、首切るわけにはいきませんのでね。10年かけて減らしていきながら、そういうふうな事を想定して。今、その190人入る所はないんですから、どうしても造らないといけない。駐車場も無いという事もありますので、そこら辺を将来展望として、どのくらいだろうかと、建設的に意見を出し合っていたらいいと思います。</p>
山田芳徳副会長	<p>今、小野さんから出ましたように、そういう事を議論した結果として、やらなければいけないという事を私は言っているんです。今、初めて出たんですよ。そういう発言が。いやいやシミュレーションでは190、あるいは120なんですよ。ですね。だから基金も積まなければいけないし、そういう足元を議論して、答えを出していくという議論がなければいけないと言っているんです。</p>
柴田松蔵 委員	<p>もう時間もかなり経過してですね、お互いに今、熱心に論議したわけですが。それぞれ意見の違いもあるし、まあ、少し、ピッチの、頭の方がですね、あがった。まあ、いろいろと感情的な問題も出ないで</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
議 長	<p>もないわけですが。ひとつ今日はこれでもってですね、一応、あの、会長にお願いいたしたいわけですが、頭を冷やす意味でですね、また1ヶ月ありますので、次回までに。ただし議会がですね、ここまで各首長さんも、それぞれ意見を出しましたし、これ以上出尽くしたという感じですから、お互いに合併協の委員全員ですね、腹を決めてですね、はっきり言えば、4町でいくのか、5町でいくのか。もう、この合併協議会が宙に飛ぶのか飛ばんのか。そこまでですね、腹を決めてやってきていただきたいと思います。私はそうしないとね、この合併協というものは何回やってもですね、もう、終わりというものが見えないんじゃないかなと思います。だから、全員がこれで考え方がわかったわけですから、くどいようですけども、今回はですね、はっきり腹を決める。そして、それに賛同しないという事であれば、賛同しないだけですね、考え方を、私は参加すべきだと。このように思います。</p> <p>以上を持ちましてですね、会長にはお願いがありますけども、頭を冷やす意味でですね、締めとして、ひとつ閉会の宣言をお願いいたしたいと思います。</p> <p>私に代わりまして、ただ今、いい事をおっしゃってくれました。今日はまた、新たに建設すべきであるという意見の中で、具体的に浦浜、七目を結んだ線がいいんじゃないかというような、具体的な話も出ました。そういった事を踏まえて、次回では、今、ご意見がありました形で、何らかの方向付けができますように、ひとつ皆さん方のご理解、ご協力をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>その他の件につきまして、事務局の方から説明をいたします。</p> <p>一番最後のページです。91ページをお開き下さい。</p> <p>来月の、第13回協議会の開催日程についてですけど、次回予定では、第4火曜日、5月28日ですが、市町村長会議とか、全国離振の総会があります。また、県議会の特別委員会が来島されるという事で、どうしても日程的に5月の24日しかとれてません。ご都合が悪い方もおられるとは思うんですけども、いかがでしょうか。5月の24日。有川町、有川総合文化センターという事でご提案いたしたいと思ます。</p>
議 長	<p>ただ今の件よろしいでしょうか。5月の24日午後1時30分から、有川総合文化センターという事ですね。よろしく願いしておき</p>

発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>ます。</p> <p>以上を持ちまして、本日の、第12回協議会を終了したいと思います。皆さん方には、今日は休憩は2回しかとりませんでしたけども、長時間に渡りまして、大変ご苦労様でした。</p> <p>ありがとうございました。</p>